

調査報告書

令和6年10月8日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

令和5年大総務監第22号に関する部会

目 次

第1	はじめに	1
1	当部会設置経緯及び諮問事項.....	1
(1)	大阪市のいじめ調査の仕組みと詳細調査への移行	1
(2)	諮問事項.....	1
2	当部会の構成.....	1
3	当部会の活動経過.....	1
第2	調査方針	2
1	基本姿勢	2
(1)	いじめの定義に忠実に調査をすること	2
(2)	いじめの定義に関する解釈論.....	2
2	調査実施の際の着眼点	4
(1)	SNS を巡るトラブル	4
(2)	学校における性暴力.....	6
(3)	いじめの構造に関する視点.....	10
ア	いじめの四層構造（森田ほか）	10
イ	アンバランスパワー・シンキングエラー（和久田）	11
ウ	いじめの三段階（中井）	12
(4)	大阪市いじめ対策基本方針.....	13
3	調査手法及び事実認定の基本方針	13
(1)	調査手法.....	13
(2)	留意点.....	13
(3)	事実認定の基本方針.....	14
第3	前提事実	15
1	いじめられたと考えられる生徒について	15
2	当該校について	15
3	当該校のいじめ防止基本方針について	15
第4	調査により把握した事実.....	17
1	関係生徒 A との間のトラブル.....	17
2	中学1年生の1学期時の他の出来事.....	17
3	中学1年生の1学期から2学期頃の出来事.....	17
4	10月頃（以下「4」～「12（20）」までは当該生徒が中学1年生のときの出来事）	18
5	11月頃（下記第4の7の出来事の数日前）	18
6	11月頃	18
7	11月14日	18
8	11月18日	19

9	12月25日	20
10	12月～1月頃.....	23
11	12月頃.....	24
12	その後の経緯	26
(1)	1月14日	26
(2)	1月15日	28
(3)	1月16日	28
(4)	1月17日	29
(5)	1月18日	30
(6)	1月19日	30
(7)	1月20日	30
(8)	1月24日	30
(9)	1月27日	30
(10)	1月30日	31
(11)	2月2日.....	31
(12)	2月6日.....	31
(13)	2月21日	31
(14)	3月3日.....	31
(15)	3月10日	32
(16)	3月16日	32
(17)	3月22日	32
(18)	3月24日	32
(19)	3月29日	32
(20)	3月31日	33
(21)	4月7日（これより以下については、当該生徒が中学2年生のときの出来事）	33
(22)	4月10日	33
(23)	4月19日	33
(24)	4月21日	33
(25)	4月24日	33
(26)	4月26日	33
(27)	4月28日頃.....	33
(28)	5月10日	34
(29)	5月16日	34
(30)	5月19日	34
(31)	5月21日	34
(32)	5月23日	34
(33)	関係生徒Dの転校	35
13	当該生徒の身体的不調について	35

1 4	当該生徒の欠席状況について.....	35
1 5	関係生徒 D の登校状況及び当該校から関係生徒 D に対する指導状況	36
1 6	その後の状況	37
第 5	いじめの認定とその被害.....	38
1	はじめに	38
2	「第 4 調査により把握した事実」のまとめと分析.....	38
3	いじめの認定.....	42
4	いじめの認定のまとめ	43
第 6	当該校の課題と提言	45
1	当該校の課題.....	45
(1)	なりすまし事案発覚時の学校対応について.....	45
(2)	性暴力に対する学校と関連機関からの指導について	46
(3)	関係生徒 D の名前を生徒向けに明らかにしないことについて.....	47
(4)	なりすまし以前のいじめあるいはいじめに類する行為に関して	48
(5)	1 1 月 1 4 日の関係生徒 D からの暴力事件について	48
(6)	当該生徒及び保護者への寄り添い方について.....	48
(7)	性暴力の背景にあるものに対する理解について.....	50
(8)	トラブルを把握した後の対処方法について	51
(9)	いじめをした生徒に対する指導に課題があった.....	52
2	提言.....	55
(1)	いじめ・性暴力被害にあった生徒への共感的理解・共感的姿勢の必要性.....	55
(2)	学外の関連専門機関との連携について	59
(3)	性暴力に対する指導について	61
(4)	SNS 上でのトラブルを防止するための指導体制の強化	64
(5)	お互いに距離を取るという指導について.....	65
(6)	SNS, 性加害の要素が絡むいじめ事案における指導方針を明確化すること	67
第 7	おわりに (追加の提言)	69

第1 はじめに

1 当部会設置経緯及び諮問事項

(1) 大阪市のいじめ調査の仕組みと詳細調査への移行

本事案は、大阪市立中学校（以下「当該校」という。）在籍の当時中学1年生の男子生徒（以下「当該生徒」という。）が、いじめを受け、これが原因で令和5年1月半ば以降から不登校になったと主張している事案である（当該生徒は、現在、中学3年生である）。

この点、大阪市では、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）28条1項に基づく重大事態調査を、初動調査と詳細調査の2段階に分けている。初動調査は、明白な虚偽または著しく合理性を欠く場合を除き、①校長から重大事態の報告があった場合、または、②児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合に実施することになる。

本事案では、②の場合に該当し、これを受け、初動調査が行われた。初動調査の担当委員は、本事案において当該生徒に及ぼされた被害は甚大であるという心証を受けた。また、事実関係の解明のためには、複数の生徒からの聴き取りが必要であるが、初動調査の枠組みでは調査不足になる可能性が高いと考えた。また、いじめた側という疑いがある生徒側の言い分もしっかりと聴くことが、公平な調査になると考えられた。そこで、初動調査の担当委員は、当該生徒及びその保護者に対し、詳細調査への移行を提案した。当該生徒及びその保護者は、詳細調査への移行を希望した。これを受け、本事案は、詳細調査に移行することになった。

詳細調査では、初動調査を担当した委員2名にさらに2名を加えた計4名で調査を担当することになり、当部会が立ち上がった。

(2) 諮問事項

当部会に対する諮問事項は次のとおりである。

- ① 本件事案に係る事実関係の調査
- ② 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- ③ 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

2 当部会の構成

当部会は、次のメンバーで構成された。委員の互選により、部会長に曾我智史、部会長代理に伊藤俊樹が選任された。

部会長	曾 我 智 史（弁護士，社会福祉士）
部会長代理	伊 藤 俊 樹（臨床心理士）
委員	伊 藤 未 青（臨床心理士）
委員	細 田 梨 恵（弁護士）

3 当部会の活動経過

当部会では、合計20回の会合を開いた。これら会合以外にも、生徒や教員の聴き取りを実施し、事実関係の整理作業や聴き取りに向けた準備、本報告書の起案などを行っている。

なお、会合を開く都度、当該生徒の保護者に対し、調査プロセスを丁寧に説明し、適宜質疑応答を実施した。

第2 調査方針

当部会の調査方針を述べる。

1 基本姿勢

(1) いじめの定義に忠実に調査をすること

いじめ調査は、いじめ防止法を根拠に実施される。この点、そもそも、いじめとは何かを考えると、いじめは、基本的に、それをされた被害者の主観的世界に基礎をもつ現象であるという指摘があることに留意すべきである（森田・清水, 1994）。

この指摘は、実は、現在のいじめの定義、すなわち、いじめ防止法2条に規定するいじめの定義に通じる。これによれば、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

言い換えれば、いじめに当たるか否かは、客観的に特定できる行為（心理的又は物理的影響を与える行為）があり、その行為により、その行為をされた児童生徒が心身の苦痛を感じたかどうかで判断されることになる。

心身の苦痛を感じたか否かについては、いわゆる主観主義が採用されており、当該行為の対象となった児童生徒が、それを感じたか否かという主観で決まるとされている。

そうすると、この定義は、何らかの心理的又は物理的影響を与える行為を受けた児童生徒の精神世界において、心身の苦痛を感じたら、それを「いじめ」という言葉で捉えることとし、学校は「いじめ」という前提で対応に当たることを意味している。

いじめ調査をするにおいては、「いじめ」の定義が有するこのような意義を踏まえる必要がある。本事案の調査をするにあたっては、当該児童生徒の気持ちや苦しみを大切に扱うことが何より重要であるという共通認識のもと調査にあたる必要がある。

(2) いじめの定義に関する解釈論

ア いじめの定義

いじめの定義は、前述のとおり、いじめ防止法2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められている。

本定義によれば、いじめ行為の担い手である「一定の人的関係にある者」が、当該行為の対象者である受け手に対して、「心身に苦痛を感じるような」何らかの「心理的又は物理的な影響を与える行為」を行えば、当該行為をいじめであると認定できる。このことはすなわち、「いじめ」に当たるか否かを判断する上では、いじめた側がいじめられた側に対して当該行為を行った動機や背景要因については（一旦は）脇におくということであり、仮にいじめられた側が最初に相手に対して何らかの否定的な行為や誘発的行為を行っており、その行為に対する報復等としていじめた側の行為が行われた場合のような事案についても、いじめられた側が何かしらの心身の苦痛を受けたのであれば、当該行為をいじめであると認定すべきことになる。

なお、本定義については、いじめの定義としては指し示す行為の範囲が広すぎて、現実的な

運用が難しいという指摘がなされることがある。社会通念上のいじめとは異なっているという指摘がなされることがある。

しかしながら、そもそもいじめ行為は、SNSがその典型であるように、子どもたちの間で大人たちには見つかりにくい形で行われることが多く、教職員がいじめに気づいた時には、すでにいじめは根深い段階に至っていることが多い。だからこそ、大人たちは、いじめられている側の子どもが発する些細なSOSのサインを見逃すことなくキャッチし、いじめられている子どもを徹底的に守るという態度が必要なのである¹。

当部会は、前述のとおり、現在のいじめの定義に積極的意義を見出している。いじめという定義の中にある「心身の苦痛を感じている」という言葉に着目している。この言葉に着目するとき、児童生徒の気持ちや苦しみを大切に扱うことが重要であるという共通認識が得られる。私たちは、このような苦しみに寄り添える学校こそが、子どもたちが求めている学校であると信じている。

イ いじめを認定するに当たっての解釈指針

当部会は、いじめの認定をするにあたっては、次のとおりの解釈指針で臨んでいる。

- ① 本定義における「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

他方で、「心理的な影響」を与えていたかどうかの認定は簡単ではない。いじめを受けた側は、報復を恐れるなどの理由により「いじめられている」「つらい」と訴えないことも多く、心理的な苦痛を受けていたことの認定が難しいという、いじめを評価する上での課題がある。この点、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと、このとき、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

たとえば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子やそれまでの文脈をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、ある行為をされた児

¹ 文部科学省は、「いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為『ごく初期段階のいじめ』『好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合』等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である」との見解を示している（文部科学省、2013）。

児童生徒本人が置かれた状況やその周囲の状況等を客観的に把握していく必要がある。

当部会は、「心理的・物理的な影響を与える行為」を受けていたかどうかは、関係する児童生徒らからの聴き取り等から事実を認定し、ある行為をされた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握し俯瞰した上で、一般的規範的にみて、心理的・物理的な影響を受けていたと評価できるか否かという視点で認定にあたった。

- ③ 本人が「心身の苦痛」を感じていたかどうかについても、同様に、関係する児童生徒らからの聴き取り等から得られた事実関係から、ある行為をされた児童生徒本人や周囲の状況等を客観視した上で、一般的規範的にみて、本人が心身の苦痛を感じていると考えるのが合理的か否かという視点で認定にあたった。もちろん、ある行為をされた児童生徒本人が、心身の苦痛を訴えている場合は、それが著しく不合理でない限りは、この要件に該当すると判断することになる。
- ④ なお、上記②及び③にある、「一般的規範的にみて」という観点については、後述のいじめの四層構造の指摘やアンバランスパワー・シンキングエラーの視点等を踏まえながら判断している。

【参考文献】

森田洋司・清永賢二（1994）「新訂版 いじめ—教室の病い—」金子書房。
坂田仰（2018）「補訂版 いじめ防止対策推進法 全条文と解説」学事出版。

2 調査実施の際の着眼点

本事案の調査を実施するにあたり、本事案の特徴を押さえる必要がある。本事案の特徴としては①SNSを巡るトラブルであること、②学校における性暴力事案であることが挙げられる。当部会は、これらに着目した。そこで、上記2点について、文献等にて指摘される特徴及び留意すべき点、対策等について紹介する。

(1) SNSを巡るトラブル

ア 特徴

(ア) 匿名性が高いこと

SNSを利用したトラブルの特徴の一つとして、匿名にて行われる可能性があることがあげられる。SNSを利用した書き込みは、必ずしも本名で行う必要はなく、匿名で行うことが可能である。さらに、本事案のように別人になりすまして、書き込みを行うことも可能である。

匿名性を有していることで、書き込みを行う側の抵抗感が薄れやすくなりがちである。そのため、容易に相手を攻撃するような書き込みを行ってしまう等、いじめ行為を行う心理的ハードルが下がることで、誰でも加害者になり得る危険性を有している。

また、相手を傷つける行為を行うことへの心理的ハードルが下がることで、書き込みの内容や頻度がエスカレートしやすいという危険もある。

(イ) 時間や場所を選ばず攻撃をすることが可能であること

直接的ないじめ行為は、学校に登校している間など、被害側と加害側の両生徒が直接関わりあっている時に起きるものである。しかし、SNSを利用したトラブルは、いつでも、どの場所からでもアクセスすることができてしまう。そのため、被害を受ける児童生徒からすれ

ば、自宅に帰っても、夜間でも、攻撃的な書き込みを目にすることが起こり得てしまい、心理的な安全性を保てる時間や場所を失うことになる。それにより、被害を受けた児童生徒は、逃げ場をなくし、さらに精神的に追い詰められる危険がある。

(ウ) 拡散性が高いこと

SNS は、拡散性が非常に高い。短時間で広範囲に書き込みが拡散する危険性がある。そのため、被害を受けた児童生徒としては、自身に対する中傷的な表現が、多くの人の目に触れているというおそれを抱くこととなり、より精神的に追い詰められる。そして、一度拡散された書き込みは、完全に削除をすることが困難であり、永続的に記録されてしまうという側面もある。そのため、被害者としては、自身に対する中傷的な表現が、消えることなく永続的に存在しているのではないかという恐怖から完全に抜け出すことが困難となる。

加えて、安易な拡散行為を行うことで、傍観的な立場だった者が、加害側の立場となる危険もある。それにより、被害を受けた生徒としては、不特定多数の者が、自身に加害する意思を持っていると感じ、より精神的な負担が過大となるおそれがある。

(エ) 加熱しやすい傾向があること

上記の匿名性を有していることにも関連をしているが、近年の SNS の特色として、受け手側からのリアクションが出されることが一般的となる。発信側としては、そのリアクションを得るために、表現が過激となっていくことは、いじめ行為に関わらず、SNS の一般的な特徴であるといえる。

そのため、より受け手側からのリアクションを大きく得ることができるような書き込みや動画の内容を求め、内容が過熱する危険を有している。

(オ) SNS を利用する児童生徒の低年齢化

児童生徒個人でスマートフォンを使用している人数も増え、またその年齢も低年齢化している。そのため、ネットリテラシー等の教育や指導が不十分な段階で、ネットや SNS に触れる機会が多い。ゆえに、ネット特有の危険性やそれにより他者に与える精神的な負担の大きさを十分に理解することなく、SNS が利用されているおそれがある。そのため、本人が想像していた以上に、被害者を追い詰めているおそれも生じる危険性を孕んでいる。

(カ) 性的ないじめへ繋がるリスクを孕んでいる

SNS を利用したトラブルの中には、性的な内容を含む形でのいじめも増えている。具体的な態様としては、被害者のわいせつな写真と卑猥なコメント、個人情報無断でネット上のサイトへ掲載する、相手の顔写真をネット等から入手したヌード写真と合成して出会い系サイトに貼る等である。

また、「青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査（平成 20 年 1～3 月）（文部科学省）」において、サイト・スレッドの書き込み内容として、「性器の俗称」などわいせつな語が含まれる割合は、37%であったと報告されている。

このように、SNS やインターネットにおいて、性的な表現・内容を含む攻撃に繋がりがやすすいことが指摘できる。

「子どもたちが『性』を悪用するいじめを行い、それはインターネットを使うことでより過激さを増している」との指摘をする文献もある。その原因として、『性』は個人の最も私的な領域であり、侵されざるべきものである。逆にいえば、相手を精神的に痛め付けるには、

性に関する中傷が一番効果的だ」。そして、「インターネットと携帯を手に入れた子どもたちは、相手の性的領域に土足で入り込むいじめをも軽々しく、そして大っぴらに行うようになってしまった」と指摘する（渡辺, 2010）。

SNS やインターネットが持つ、匿名性や加熱性という特徴が、「性」を利用した表現・内容の攻撃がなされる事例に結び付いていると考えられる。

性的ないじめは、被害者を屈服させるほど、強く精神的に追い詰める行為である。それに関わらず、SNS という手段を利用することで、そのような強烈な行為を行っているという心理的なハードルを下げ、安易にエスカレートしやすい。加えて、周囲にも拡散しやすいという特徴も有する。ゆえに、SNS を利用する、性的ないじめ行為は、被害者にとっては、強く、かつ短時間で精神的に追い詰められる危険性を有していることを強く認識する必要がある。

イ 指導の困難さ

前述したとおり、SNS を利用したトラブルは、匿名性が高く、書き込みを行った者の特定自体が困難であるという側面もある。加えて、児童生徒らが使用する SNS は刻々と変化し、その全貌を教員が把握することの困難さもある。

ゆえに、教員が被害を把握し、加害児童生徒を特定し、指導をする等の対応に遅れが生じる可能性があり、その間に被害が拡大してしまうというおそれがある。

また、ネット社会の仕組みは、日々変化をしており、その時勢に即したネットの使い方の指導を、タイムリーに行うことが難しい側面もある。

そのため、情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上を図ることが重要であると指摘される。インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要であると指摘される。また、「ネット上のいじめ」は、新たな手口が発生することも考えられることから、常に最新の動向の把握に努めることの重要性も指摘されている（「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け））。

【参考文献】

- 加納寛子・内藤朝雄・西川純・藤川大祐（2017）「ネットいじめの構造と対処・予防」金子書房。
渡辺真由子（2010）「大人が知らないネットいじめの真実」ミネルヴァ書房。
文部科学省（2008）『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』。
原清治（2021）「ネットいじめの現在—子どもたちの磁場でなにが起きているか」ミネルヴァ書房。

(2) 学校における性暴力

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義される。「意に反する」というのは、被害者が「嫌だ」と表明した時だけではなく、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ないといった状況も含まれる。また、のぞきや盗撮、なりすましやオンライン上での拡散のように、被害者が気づかないうちに受ける被害もある。女子生徒だけでなく、男子生徒もその対象となりうる。性暴力は、人の尊厳を深く傷つける行為であり、屈辱感を伴う、性を手段とした攻撃と支配と捉えられる行為でもある。

性暴力の被害が発覚しにくい背景として、成人が性暴力被害を受けた場合と同様に、羞恥心や恐怖・不安感、自責の念等により被害を言い出しにくいことがあげられる。特に子どもの性暴力被害については以下の点を理解する必要がある。

- 人目につかないところで行われる
- 外傷が残る暴力と異なり、目に見える証拠が残りにくい
- 受けている行為が被害だという認識が子ども自身にない場合がある
- 受けた被害を子ども自身が隠そうとする
- 被害が発生したことを子どもが詳しく話さないと理解してもらえない

これらの特徴や、性暴力によるトラウマ反応を理解し、被害を早期に発見するために子どもの発するサインを見逃さないことが重要である。早期発見のためのアンケート調査の実施、日常生活の観察、生徒との会話、生活の記録の確認、保護者との連携・情報交換、教育相談、スクールカウンセラー、養護教諭等との連携といった日頃の積み重ねが役に立つといえる。

学校における性暴力の具体例を以下に挙げる。

- 同意のない性交等を行う
- 同意なくプライベートゾーンなどの身体を触る
- 卑猥なことを言う、卑猥な話をするように強要する
- プライベートゾーンに関する身体的特徴をからかう
- 着替えやトイレなどで通常隠されている身体の部分や下着をのぞき見たり、その場面を盗撮する
- 好意を持つ相手をつけまわすなどのストーカー行為
- 裸などの性的な画像や写真を意に反して見せる、送り付ける
- 裸などの性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をネットに配信する

などがあげられる。つまり、こうした行為が学校現場で起こった際は、性暴力であると認識し、早急かつ適切に対処する必要がある。子ども間の性暴力は、年齢差や体格の違い等、加害者と被害者の間に発達や力の差があることがほとんどであり、同年齢であっても、性差や学級内の地位の差等、子どもなりの力の差が存在することが指摘されている（藤森・野坂, 2023）。このように、性暴力は刑法上の性犯罪よりも広い概念であり、性犯罪にはならなくても被害者の受ける身体的・精神的苦痛は大きく、決して許されるものではない。

性犯罪・性暴力は魂の殺人と言われているように、人としての尊厳を傷つけ、大きなトラウマになり得る可能性がある。子どもたちが被害に遭った場合は、子どもたちの心身とその後の人生に大きな影響を及ぼす可能性が高い。そのため、被害生徒へのケアを最優先にした早期かつ適切な支援が望まれる。いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始する。何より管理職のスピーディな判断が重要である。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要がある。

学校における性暴力被害は、事実確認の困難さや性的問題が取り扱いにくいことに加え、周囲の人間関係によっては被害が発覚しづらいなどの理由から、潜在化しやすい傾向がある。また、被害生徒だけでなく、保護者や他の生徒への慎重な対応が求められる。事件化する可能性がある場合は、司法や福祉関係者との連携や役割分担なども考慮する必要がある。

【被害生徒への対応】

被害生徒への基本的な対応として、①トラウマ反応の理解、②二次被害の予防、③性暴力被害対応チームとして動くことが重要となる。

① ト라우マ反応の理解

性暴力被害を受けた生徒は、心や身体に大きな衝撃を受ける。傷つきや混乱、不安感や焦燥感といった心理的な症状や、不眠、食欲減退等といった身体症状、その時のことを急に思い出す（フラッシュバック）など、複数のトラウマ反応が出現する。これらは、つらい出来事の後に、誰にでも起こり得る当たり前の反応（＝トラウマ反応）であり、一時的なものであることを本人に伝えてあげることが大切である。被害を受けた生徒を支える教職員や保護者がこのことを十分理解した上で対応することによって、本人の不安をやわらげることに繋がるといえる。

② 二次被害の予防

被害生徒を守るためにはどうしたらよいか、本人や保護者は何を望んでいるか、被害からの心と身体、名誉の回復のためにはどのようなことが必要か、そのことを理解していないと、被害生徒が再度同様の被害にあったり、教職員や友だちから心ないことを言われたり、配慮のない対応で本人が傷ついたりすることが少なくない（二次被害）。このような二次被害を予防するためには、トラウマ反応の理解とともに、本人や保護者との連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮（登下校の見守りや保健室対応、教材内容や連絡事項のチェックなど）を相談することが大切である。本人や保護者の同意を得ながら、無理のないペースで対応支援を進めると、二次被害を最小限に抑えることができるであろう。

③ 性暴力被害対応チームとして動く

上述のような対応は、教職員1, 2人で対応できることではなく、一部の教職員に負担がかからないように学校内でチームを組んで支援する必要がある。それにより支援のミスや、教職員の燃え尽き（バーンアウト）を防ぐことができる。また、教育委員会をはじめ、警察や大阪府少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）などの関係機関で行われる支援内容を事前に把握し、日常からの関係作りをしておくことでスムーズな支援につながる。こうした日常からの関係作りは、事案が発生した際の教職員の負担や混乱を減らすためにも重要である。

身体接触を伴う性暴力被害の場合は、緊急避妊処置や負傷部位の応急手当、証拠の採取が必要な場合は医療機関の受診を優先させる必要がある。また、盗撮やのぞき、性的な行為や映像、写真を見せるといった非接触型の性暴力被害の場合は、事実を適切に把握するためにも証拠を確認し、保存することが大切である。

上述の対応の他に、安易に謝罪の場を設定しないことも重要である。被害生徒が心の底から加害生徒を許すことはそう簡単なことではない。どのように謝罪をするか、謝罪が必要な状況かどうかを慎重に見極めながら進めていく必要がある。被害生徒及びその保護者との連絡を怠らず、希望する配慮について丁寧に聴き取りをしながら進めていく。特に、加害生徒が同じ学校にいる場合は、対応はより複雑になる。周囲の大人は、被害生徒の心と身体への影響の大きさを理解し、被害生徒を置き去りにしたままにせず、可

能な限りわかりやすく対応方法を説明し、安心感を持てるような働きかけが必要である。

【加害生徒への対応】

加害生徒への基本的な対応として、①性的問題行動の要因の理解、②特性の理解があげられる。

① 性的問題行動の要因の理解

加害生徒が問題行動を起こしている時、それが社会通念上よくないことであると多くの場合理解しているものである。自分自身の怒りや孤独感、恐れといった感情を性的に攻撃的な行動をとることで解消しようとする場合がある。性的問題行動が起こる時、心理的要因、生物学的要因、社会や家庭による要因といったものが複雑に絡み合っていると考えられる。例えば、発達の特性等から衝動性のコントロールが弱かったり、虐待や暴力などの逆境的環境での生育歴があるために相手を支配的にコントロールするという一方的な対人関係を学習していたり、性的な刺激の多い家庭環境の中で育ったため性に関する誤った理解をしている場合や、保護者の養育能力が不十分である場合等がある。子どもの脆弱性と家庭の逆境は、他者信頼・自己信頼の源である安定したアタッチメントの形成に影響を及ぼし、年齢相応なセクシュアリティの成長が促進されにくい場合は、子どもが健全な境界線を学ぶ機会を阻害する。こうした背景により、健全な問題解決方法を見いだせず、不適切な行動を重ねる子どもも多い。つまり、性的問題行動の現れは、何らかの支援が足りていないサインと考えることができる。性に関するテーマは扱いにくい話題であることから、軽く扱われたり、何事もなかったように振舞われたり、叱責で済まされたり、性的な衝動が絡むから仕方がないといった解決がされやすい点にも注意をする必要がある。大事なことは、周囲の大人は問題を否認したり、軽く扱ったりせず、きちんと対応することである。また、例えば、男子生徒と男性教員や、男性の警察関係者のみの関与の場合、「やはり性は秘密にする行為なのだ」と無意識のメッセージを受け取り、性の話題を「オープンに語らない」大人側の問題が、介入やモニタリング（教職員や保護者、治療者にも異性のことや、性のことを語れない、隠し事をするなど）に影響するという問題も起こり得る。また、性的問題行動は、性的欲求を満たす目的だけであると判断せず、背景にある「寂しさを埋めたい」「誰かとつながりたい」といった心理的欲求を理解する視点も大切である。

② 特性の理解

加害生徒に問題性の理解等を促し、反省・改善を進めていくためには、本人の性格や家庭環境、過去の問題行動等の把握や分析（アセスメント）等、加害生徒の特性に応じて働きかけを行うことが重要である。特性を理解する上では、専門機関や専門家の精査を受けることが役に立つであろう。

【加害生徒への指導時の留意点】

加害生徒自らの言動が被害生徒やその家族を苦しめていることをしっかりと理解した上で、深い反省を促すことは最低限必要である。加害生徒指導時の注意点として、加害生徒に指導を受け入れる準備ができていないと、叱られないようにすることにばかり関心が向かい、そ

の場しのぎの言動をしたり、無視をしたり、登校しなくなったりするばかりで、指導が浸透しないこともよく起こる。特に、性加害など、問題性や責任が大きい行為では、指導を受け入れる準備ができるまでに時間を要する場合がある。加害生徒への指導は、本人の特性や性加害の背景にある要因を明らかにし、指導の方法や背景にある要因への手当てなど、対応の方向性を定めてから行う必要がある。加害生徒に指導を受け入れる姿勢が見られない、反省していないとして、強い指導が行われることがあるが、「反省しているか、していないか」という点ばかりに注目する指導は、的外れになりがちである。加害生徒からすると助けてくれる大人がいないように見えてしまい、自分を守るために自身の責任を認めなかったり、責任転嫁を図ったりするようになりがちで、加害生徒の改善という視点からは逆効果になることもしばしばあるので注意が必要である。加害生徒の指導に当たっては、指導役、聴き役など、役割を分担して対応することが望ましい。

子どもの性的問題行動は習慣性が強く、周囲の大人はそれに気づいて介入し、その後の治療へ結び付けないと、再び同じような行為を犯す危険性が高いことは藤岡(2006)が指摘するところである。性加害の背景にある要因を考慮し、周囲の大人が真正面から問題に取り組む姿勢を見せることで、解決するための方法を共に考えることが重要である。

【参考文献】

- 田口奈緒(執筆者代表)(2020)「学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」国立研究開発法人科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域採択プロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」成果物。
- 藤岡淳子・野坂祐子・毛利真弓(2023)「性問題行動のある子どもへの対応—治療教育の現場から—」誠信書房。
- 藤岡淳子(2006)「性暴力の理解と治療教育」誠信書房。
- 藤森和美・野坂祐子(2023)「子どもへの性暴力[第2版]—その理解と支援」誠信書房。
- 三重県(2023)「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」。

(3) いじめの構造に関する視点

ア いじめの四層構造(森田ほか)

最近のいじめの特徴として、プロレスごっこのような偽装化、真面目、正義感、好成績などのいじめられる対象の広がり、無視の強要などでいじめに加担させられることなどがある。また、複数のリーダーとそれを取りまく不特定多数のいじめる側が集合化しエスカレートすることも多い。いじめる側の歯止めも効かないうえに、仲裁者が出にくいことも抑止力を弱めている。

また、エスカレートしやすいいじめの要因として、久保田(2013)は「異質」な者の排除、制裁することを“口実”としたもの、遊びや快楽を目的としたものがあるとしている。これらのいじめは、教師の目の届かないときに教室など子どもたちの集団で起こり、繰り返され、次第にエスカレートしていくことが多い。

教室でのいじめ場面にはいじめられる児童生徒（被害者）といじめる児童生徒（加害者）が中心にいるわけであるが、それらを取り巻く周囲の子どもたちの存在がいじめの制止やエスカレートに大きな影響を与えていることを指摘して、図のような四層構造モデルが提唱された（森田・清水, 1994；森田, 2010）。図にあるように、周囲の子どもたちはさらに二層に分かれる。加害者のすぐそばには、いじめをはやし立て面白がって見ている「観衆」がおり、その外側には見て見ぬふりをしている「傍観者」がいる。いじめはこうした四層構造が絡まり合いながら学級全体の生徒どうしの反応によって収束したりエスカレートしたりするのである。

「観衆」は自分で直接いじめていないが、面白がったりはやしたてることにより、いじめの火に油を注ぐことになる。観衆の中には、いじめる側に気に入られようとして、たまにいじめに加担することもあるが、何かのきっかけでいじめられる側になることもある。

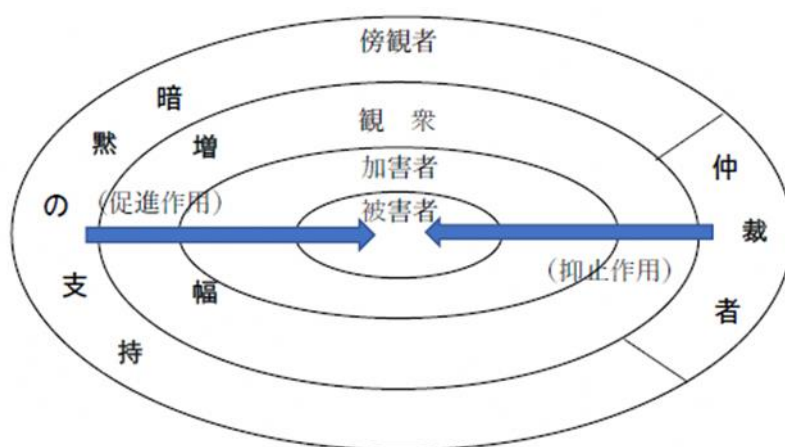


図1 いじめ集団の四層構造モデル
（森田, 2010『いじめとは何か』）

これに対して、「傍観者」はいじめが起きていることを教室内にいてわかっていながら、気づかないふりをしている子どもたちである。彼ら・彼女らの多くは、ターゲットが自分になってしまうことを恐れて、何もなかったかのように振る舞うことが多い。そういう行動、態度はいじめる側に対する服従の表明になり、暗黙の支持をしていることになる。ただ、そういう立場の子どもたちもいじめる側に目をつけられると、いじめられる側になることもある。

例外として、傍観者の層から仲裁者が出てくることもある（図1の右側）。仲裁者とはいじめを見て、「かわいそうじゃない。止めなさいよ」等といじめる側を直接制止する子どもたちである。このような子どもたちが多ければ、教室内の自浄作用でいじめが抑止されて安心できる教室になる。だが、実際は、いじめる側と仲裁者の力関係があり、仲裁者自身が新たなターゲットにされる危険性もあるので、仲裁をする子どもは減っているのが実情である。

イ アンバランスパワー・シンキングエラー（和久田）

この概念は、和久田（2019）が提唱した概念である。いじめという概念に関し、マーク・ボンズらが提唱する4つのキーワード「相手に被害を与える行為」「反復性」「力の不均衡」「不公平な影響」のうち、「力の不均衡」「不公平な影響」という2つのキーワードに着目している。この2つのキーワードを「いじめを深刻化させるキーワード」として共有する必要があるとする。

和久田は、「力の不均衡」を「アンバランスパワー」と言い換え、「不公平な影響」を「シンキングエラー」と言い換える。

和久田によれば、この2つがそろると、当事者同士では解決ができなくなり、周囲に助けを求めなければならない。

「アンバランスパワー」は、いじめる側といじめられる側との間の力の不均衡であり、これは、肉体的要素、精神的要素、情報力の差、家庭的背景、公的なポジション（学校での役割）などにより発生する。

「シンキングエラー」は、いじめる側が有しがちな「あれは遊びだった」「自分にはそういうことをしてよい権限がある」「これは指導なのだ」などの考えをいう。いじめる側に最も顕著な特徴は、「共感性のなさに基づくシンキングエラー」であり、いじめ加害を正当化するための思考形式が見て取れる。

和久田は、いじめ加害者が有する思考形式を質するための対応として、「他の人の行動ではなく、自分の行動として考えさせる」「自分がその人の立場だったらどう感じるのか考えさせる」「やりたくないこと、つまらないことでも、やらなければならない場合があること、逆にやりたいことを我慢しなければならない場合があることを説明する」「怒りの原因に気づかせる。怒らなくてすむ方法を考えた方が、本人にとっても周りにとってもよいことに気づかせる」「物事にはさまざまな段階があり、負けることから学ぶことが多いことを知らせる」などを指摘している。

ウ いじめの三段階（中井）

中井（1997）によると、いじめの進行過程や心理変化には「孤立化・無力化・透明化」の三段階があるといわれる。

第一に、「孤立化」の段階では、いじめの標的が特定化され、いじめる側からPR作戦が展開される。どうしてもいいような後付けされた理由を周りに広め「いじめられるのは、いじめられるだけの理由がある」という空気を蔓延させる。周囲の子は、自分がターゲットにならなかったことにホッとターゲットから距離を置くようになる。このPR作戦が、教師にも及び、うっかり「あいつにもそういうところがあるなあ」と言ったり、黙認することがあれば、いじめる側は承認を得られた形でますます勢いづいてくる。そうなると、いじめられた方は自分に非があると思ひ込み「警戒的超覚醒状態」に陥り、心身の不調をきたすことになる。

第二に、ここで、いじめられる側が反撃すれば、いじめる側は激しい暴力をふるったり、言いがかりをつけてさらに懲罰を加える。「自分たちは何でもお見通しだ」と誇示し、いじめられる側に「無力化」を植え付ける。大人に助けを求めることに対しては、とくに大きな懲罰が与えられることも重なり、いじめられている子どもたちのサインが周りの大人に受け取られることは「太平洋の真ん中の漂流者の信号がキャッチされる」よりも困難である。

第三に、やがていじめが常態化し、周りの人にも見えなくなり、「透明化」の段階に入る。いじめられている子ども自身にも、いじている相手との対人関係が内容ある唯一のもの（リアルな関係）として支配され、感情的にも相手に隷属していくことになる。いじめられているものは孤立無援となり、いじめ関係が永遠に続くように思えてくる。その上に、いじめる側が要求する無理難題に頑張って答えても軽いものとして扱われることで、自己の無価値化が極限に達する。いじめる側の気まぐれでいじめられない日があるとそれを「恩恵」と思うようになり、大人の前では、こわばりつつも、いじめの相手と遊んで見せたり、別のいじめに加わることも

ある。心配した家族の問いかけにも暴君的に振舞うこともある一方で、家族の前では「いい子」であり続けようとすることも多い。その最後の誇りが失われそうになったときに行われるのが自殺である。この三段階は、いじめにより人間性を奪われ相手に隷属させられていくプロセスである。

【参考文献】

- 久保田真功（2013）「なぜいじめはエスカレートするのか？」『教育社会学研究』92, 107-127.
中井久夫（1997）「いじめの政治学」『アリアドネからの糸』みすず書房, 2-23.
堀 裕嗣（2015）「スクールカーストの正体：キレイゴト抜きのいじめ対応」小学館.
森口 朗（2007）「いじめの構造」新潮新書.
森田洋司・清永賢二（1994）「新訂版 いじめ—教室の病い—」金子書房.
森田洋司（2010）「いじめとは何か」中公新書.
森田洋司監修（2001）「いじめの国際比較研究」金子書房.
和久田学（2019）「学校を変える いじめの科学」日本評論社.

(4) 大阪市いじめ対策基本方針

大阪市のいじめ対策の基本理念としては、次のとおり8つ定められている。当部会も、この基本理念に則り調査に当たったので引用する。

- ① いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する
- ② 大阪市は「いじめを許さない」
- ③ 回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ④ 被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする
- ⑤ 被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える
- ⑥ 隠蔽には厳正に対処する
- ⑦ 混乱の鎮静化を優先しない
- ⑧ 救済ルートの確保と対処ルールの明確化

3 調査手法及び事実認定の基本方針

(1) 調査手法

当部会は、当該校及び大阪市教育委員会から、適宜、必要と考えられる資料の開示を受けた。また、当部会は、当該生徒の保護者及び当該校の教職員らと面談し、聴き取りを実施した。聴き取り調査のために面談を実施した合計回数は30回である（生徒聴き取り23回、教員聴き取り7回）。

(2) 留意点

調査の際の留意点の一つであるが、当部会は、当該生徒や関係生徒らの家庭内の事情に踏み込んで調査をするものではない。なぜなら、家庭内での出来事を調査するのは当部会の目的外であるばかりでなく、特に公立の学校はそうであるが、義務教育を提供する学校というのは、児童生徒にどのような家庭的背景があろうとも受け入れ、教育の機会を提供すべき機関であるからである。教育という場合は、子どもから見ると、自己の人格形成に大きな影響を及ぼす重

要な環境要因であることは間違いなく、当部会の立場は、もっぱらその環境要因たる学校に対して何をすべきであったか、あるいは何をすることができたかを提示するものである（社会モデルアプローチ）。

また、調査対象の期間は、当該生徒が当該校に入学した2022（令和4）年4月から、当該生徒に対していじめ加害をしたと思われる生徒が転校した2023（令和5）年5月までである。

(3) 事実認定の基本方針

当部会の事実認定の基本方針は次のとおりである。

客観的資料により裏付けられる事実関係については、他に特段の事情のない限り、事実認定の基礎としている。もっとも、客観的資料とはいっても、その作成者は誰か、その作成者はどのような情報をもとに当該資料を作成したのか、当該資料の記載内容と他の資料との間で整合が保たれているかなどについて吟味する必要がある。

供述など人の記憶に基づくものについては（なお、上記客観的資料の中にも、これに基づくものがある）、他の確かな客観的資料による裏付けがあるか、その供述内容に具体性や迫真性があるか、以前の当該供述者の供述との間で重要な点で変遷がないか、当該供述はどのタイミングで出てきたか、他の供述証拠との間で整合性があるかなどを総合的に検討した上で、「確かである」という心証を得た場合に、それを事実認定の基礎に加えるようにした。

さらに、ある供述につき、全く客観的資料による裏付けがない場合で、他にその供述を否定する供述がある場合においては、それぞれの供述の具体性や、それぞれの供述が出てきた時期などを検討した上で、「確かである」という心証が得られない場合は、当該供述は事実認定の基礎に加えていない。これは、当部会の職責として公正性と実質的公平性のもとで調査をするべきことからくる当然の帰結である。

第3 前提事実

1 いじめられたと考えられる生徒について

当該生徒は、1年1組に属した、外国籍の子どもである。

当該生徒の父母も、双方とも外国籍である。当該生徒は、日本で出生後、幼少期は外国で生活し、小学1年生の頃、再度来日した。

来日した後、当該生徒は日本語を学び、現在は、日常的な会話は、日本語でやり取りをすることができるが、十分でない部分が残っている。

また、当該生徒は、言葉数が多い生徒ではなく、大人しい生徒である。

2 当該校について

(1) 概況

当該校は、令和4年度においては、全校生徒数が■■■■名であり全部で■■学級である。当該生徒の学年の生徒数は、■■名である。当該生徒の属する学年は3学級である。

(2) 本事案は、当該生徒が中学1年生のときに起こった事象が問題となっている。当該生徒が中学1年生のとき（令和4（2022）年度）の当該校の管理職や担任らは、次のとおりである。

校 長

教 頭

生徒指導担当

1年1組 担任

1年2組 担任

1年3組 担任

学年主任

3 当該校のいじめ防止基本方針について

当該校のいじめ防止基本方針には、次の記載がある。

(1) 本校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「一人ひとりの個性を尊重し、自らに誇りを持ち、生きる力を備えた心豊かな人間」育成のために…いじめ防止基本方針を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① 学校の教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されないことである」という認識のもと、道徳の時間などを利用し、人権学習（いじめ防止学習）を実施する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ③ 校内（休み時間や昼食時、放課後など）での生徒の様子を見守り、些細な変化に気づき、その情報を確実に共有し速やかに対応できる体制をつくる。
- ④ 日頃から、地域、保護者との関係を密にし、家庭での様子や通学時の様子などを寄せてもらえる体制をとる。

(2) いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学年を越えた情報交換を行い、全教職員で全校生徒を見守るように心がける。
- ② 年に2回、教育相談週間と保護者アンケートを設け、それらを基に学級担任と生徒の個別面談を実施し、いじめや問題行動の早期発見に努める。
- ③ ②の面談で得た情報は、学年や生活指導部会等において情報の共有をし、その後の対応などを協議し、早期に対応する。
- ④ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携やいじめ相談窓口の周知を行う。

(3) いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を把握した場合、学級担任⇒学年主任⇒生活指導部⇒管理職へ速やかに報告する。また、全教職員に報告し情報の共有を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開催し対応について検討する。
- ③ 被害生徒に対しては
 - ・事実関係の聴き取りと家庭訪問などによる保護者への連絡を迅速に行う。
 - ・被害生徒のケアを十分に行い安心して登校できるように全職員で見守っていく。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、生徒の心のケアを行う。
- ④ 加害生徒に対しては
 - ・事実関係の聴き取りと保護者への連絡を迅速に行う。
 - ・状況に応じて、一定期間別室などで学習を行わせる措置を講じる。
 - ・犯罪行為として取り扱われる事案については、教育委員会、警察などの関係諸機関と連携して対処する。
- ⑤ ネット上のいじめについては、専門機関より助言を受けながら対処する。

第4 調査により把握した事実

当部会は、調査の結果、以下のとおりの事実を認定する。以下の記載は、特段の指摘がない限り、令和4年4月から令和5年5月までの出来事である。

1 関係生徒 A との間のトラブル

中学1年生の1学期の頃、当該生徒は、同じクラスの関係生徒 A から、きつい言葉を言われるというトラブルが複数回あった。関係生徒 A は、クラスの中でも賑やかな生徒である。

具体的には、体育の時間、前後の生徒でペアとなり、ボールを投げ合う時間があった。当該生徒は、関係生徒 A とペアとなった。当該生徒が、ボールを取り損ね、自分の後ろに転がったボールを取りに行った際、疲れから歩いていたところ、関係生徒 A から、「はよ走れや」と言われることがあった。

当該生徒は、当該生徒の担任に対し、関係生徒 A から、きつい言葉を言われる旨、複数回相談した。当該生徒の担任は、その都度、双方に事情を聴いた上で、関係生徒 A が言い過ぎている場合には、関係生徒 A が、当該生徒に謝罪をしたり、双方言い過ぎていると思われる場合には、双方に謝罪をさせたりする等をして対応した。加えて、双方反りが合わないという話があったことから、お互いに距離を取るよう指導した。

2 中学1年生の1学期時の他の出来事

登下校の時に、複数の男子生徒が、後ろを歩いている当該生徒に気づき、「後ろにおるー」と言って、走って逃げたことが複数回あった。

3 中学1年生の1学期から2学期頃の出来事

(1) 他クラス的女子生徒が、当該生徒の席に座った。それを見た関係生徒 B が、「ここ〇〇（当該生徒の名前）の席だよ」と言うと、その女子生徒が「うわ最悪」と言って席を立った。周囲の生徒もそのやり取りを聞いて笑っていた。

(2) 教室の掃除を行う際に、掃除当番は、椅子を机の上に一度全て載せる。そして教室の掃除が終わった時には、机の上に載せた椅子を元に戻す。しかし、関係生徒 C が、掃除の際に当該生徒の椅子を戻さないままにすることがあった。当該生徒と同クラスの生徒2名が、関係生徒 C の、当該生徒に対する態度を問題視し、担任にその旨相談をした。担任は、関係生徒 C と話をすると答えたが、その後状況は変化しなかった。

(3) 体育の授業の時に、学校から少し離れたグラウンドを使用することがあった。体育の授業が終わった後、グラウンドから学校に歩いて帰校する際、集団から遅れてしまった当該生徒に対し、同クラスの男子生徒数名が、「早くしろよ」ときつく言うことがあった。

(4) 複数の同級生らが、当該生徒のことを「くさい」「顔が赤くなって気持ち悪い」等と陰で言っていた。

(5) 当該生徒が YouTube にアップしていた動画について、同学年の生徒らが、嘲笑していた。

なお、このような風潮があることについて、学年の教員の中には認識をしている者がいた。

(6) 当該生徒に関わらないようにする等、不特定の同級生らから距離を置かれるような様子があった。

4 10月頃（以下「4」～「12（20）」までは当該生徒が中学1年生のときの出来事）

当該校では、クラス対抗の合唱コンクールが実施された。これに関し、当該生徒は、クラスの男子生徒の中で一人だけソプラノパートに入った。このことについて、具体的に誰がいつ言ったかについては特定に至らなかったが、当該生徒は、同級生から「女好き」とからかわれた。

なお、当該生徒によれば、練習後、関係生徒Dから「女好き」と言われ、それに追隨して周囲の生徒からもからかわれたと述べている。

5 11月頃（下記第4の7の出来事の数日前）

関係生徒Dは、1年3組に属しており、格闘技を好む等、活発な性格の男子生徒である。友人が多く、特に男子生徒らの中心にいる生徒であった。ただし、女子生徒とのやりとりは苦手であった。

関係生徒Dは、当該生徒と同じ小学校を卒業した。なお、小学校から中学校への引継ぎにおいては、両者間のトラブルは指摘されていなかった。そのため、当該校としては、当該生徒と関係生徒Dとの間の関係について、特段配慮を要する状態であるとの認識はなかった。

当該生徒と関係生徒Dは、小学校時代はやりとりがあったが、中学校に入学して以降は、ほとんど関わりがなく、話をするとはなかった。

しかし、関係生徒Dは、当該生徒が、YouTube動画を配信していることを知り、11月頃に廊下で当該生徒と会った際、突然、当該生徒に対して、「YouTubeやってるん？」と聞いた。これに対して、当該生徒は、「やってる」と回答したことがあった。

6 11月頃

当該生徒がアップしたYouTube動画のコメント欄に、当該生徒のアカウントが著作権違反となる旨書き込みがなされた。この書き込みを見た同級生の中には、関係生徒Dが、当該書き込みをしたのではないかと考える者が複数いた。

7 11月14日

(1) 当該生徒は、関係生徒Dと同じクラスに所属する知人に会うために、同クラスの教室の入口付近にいた。

その時、関係生徒Dも同クラスの教室の入口付近にいた。関係生徒Dは、当該生徒に対し、当該生徒のYouTubeのアカウント名を、茶化す意図で呼んだ。当該生徒は、不快の表情を見せた。その後、関係生徒Dは、当該生徒の腹部付近を蹴った。当該生徒の服には、腹部付近に関係生徒Dが蹴った時についた靴の跡が残った。当該生徒は、関係生徒Dを蹴り返した。

(2) 当該生徒は、この出来事の後すぐに、当該生徒の担任に、関係生徒Dに蹴られたことを申告した。当該生徒の担任は、そのまま当該生徒から状況の聴き取りを行った。

当該生徒は、担任に対し、自分は何もしておらず、関係生徒Dが突然蹴ってきた旨申告をした。

(3) 当該生徒の担任は、直ちに関係生徒Dの担任に対し、当該生徒からの申告内容を報告した。関係生徒Dに事情の聴き取りをするよう依頼した。そこで、関係生徒Dの担任は、その

日のうちに関係生徒 D から聴き取りを実施した。

関係生徒 D は、当該生徒から、突然「変態」と言われて蹴られたため、蹴り返した旨申告した。また、関係生徒 D は、当該生徒をバカにする・いじる意図で、当該生徒の YouTube のアカウント名を呼び、当該生徒に絡んだという話もしていた。

- (4) 当該トラブルの近くにいた生徒複数名の聴き取りも、その日のうちに実施された。周辺にいた生徒からは、「当該生徒が向かっていくのが見えた」「関係生徒 D が蹴られて、蹴り返している場面を見た」「関係生徒 D が、当該生徒の SNS 上の名前を言った。それに対応して当該生徒がやりかえしている様子がみえた」「関係生徒 D が、当該生徒に対し、当該生徒の YouTube アカウント名を呼んだ。怒った当該生徒が関係生徒 D の身体を押しした。関係生徒 D が当該生徒を更に挑発し、怒った当該生徒が、関係生徒 D を蹴ったことに対し、関係生徒 D が、当該生徒を蹴り返した」等の話が聞かれた。しかし、聴き取りを実施した生徒の中で、事態の一部始終を見ている生徒はおらず、記憶もあいまいであった。

- (5) 当該校は、当該生徒と関係生徒 D の双方の言い分が異なっていることに加え、周辺にいた生徒らも事態の一部始終を見ていなかったこと、証言が一致しなかったことから、どのような事実があったのかについては、何ら判断をしなかった。

その上で、当該校では、当該生徒及び関係生徒 D に対し、上記トラブルが起きたその日のうちに、今後お互いに距離を取り、関わりを持つことがないようにという指導を行った。当該校としては、これに対応終了とした。一連の経過について、管理職である教頭にも報告がなされた。

- (6) もっとも、関係生徒 D としては、当該生徒が先に変態と言ってきたという主張であったことや、上記トラブルについて、自分の言い分が認められなかったことから、当該生徒や当該校に対し、強い不満を抱いた。

- (7) 当該校は、当該トラブルが発生したこと及び指導内容について、当該生徒及び関係生徒 D 双方の保護者に対して直ちに報告していない。

当該校によれば、翌月の学期末の懇談の際に、当該生徒の母より、当該トラブルについて話が出されたことから、当該生徒の担任がすぐに報告をしなかったことを謝罪したとのことである。他方で、当該生徒の母によれば、この学期末懇談の際にも、担任から、当該トラブルに関する報告を受けたことはないとのことである。

また、当該校によれば、関係生徒 D の母に対し、学期末の懇談の際に、当該生徒の名前は出さずに、同学年の生徒との間で当該トラブルがあったという報告をしたとのことである。

なお、関係生徒 D の母は、学期末懇談に担任から受けた説明から、当該生徒が先に手を出したと認識をしている（第 4 の 12（1）ア参照）。

- (8) なお、当該生徒は、このトラブルがあった日、寝付けず夜遅くまで起きていたり、当該生徒の母に対し、「怖い、気がむしゃくしゃする」と話していた。

8 11月18日

当該生徒、関係生徒 E（当該生徒と同級生）及び当該生徒の先輩の 3 人のグループ LINE があった。そこに、関係生徒 E が関係生徒 D を招待し、関係生徒 D がグループ LINE に入った。関係生徒 D は、このグループに入ったり抜けたりを繰り返し、男性が威圧的に見つめている写

真を複数送信するなどした（いわゆる、LINE グループを荒らす行為）。関係生徒 D は、写真を送信したあと、グループから退出した。

具体的な LINE におけるやり取りは次のとおりである。

【LINE のやりとり】

午前 0 時 12 分 関係生徒 E が関係生徒 D をグループに追加する。

午前 0 時 12 分 関係生徒 D がグループを退会する。

午後 11 時 42 分 当該生徒「？」「○○？（関係生徒 D の LINE アカウント名）」

午後 11 時 44 分 関係生徒 E 「（関係生徒 D 名）が入れてって言われて入れたら速攻抜けたわ」

午後 11 時 44 分 当該生徒「ただのイタズラやな」「きにせんでええよ」

午後 11 時 47 分 関係生徒 E 「（関係生徒 D 名）に入れてって言われたわ」

午後 11 時 47 分 関係生徒 E が関係生徒 D をグループに追加する。

午後 11 時 48 分 関係生徒 D が男性が見つめている写真を複数枚同時に送信する。

午後 11 時 48 分 関係生徒 D がグループを退会する。

午後 11 時 48 分 当該生徒「荒らして行きやがった」

午後 11 時 50 分 当該生徒「（関係生徒 E 名）もう（関係生徒 D 名）入れんなここは荒らしていい場所じゃない」

9 12月25日

学年のグループ LINE（当時 65 名が参加）があり、当該生徒も参加をしていた。当該生徒は、YouTube 動画をあげて公開していたところ、関係生徒 A が、当該動画を、上記グループ LINE に載せた。当該生徒としては、関係生徒 A が、自身の YouTube 動画をからかう意図で、学年のグループ LINE にわざと当該動画を投稿したと認識した。さらに、グループ LINE 上で、関係生徒 A は、当該生徒に対し、当該生徒の YouTube アカウントの登録者数が少ないことを嘲笑する意図の発言や、「底辺 YouTuber」等の発言をした。その後、関係生徒 A と当該生徒とは、グループ LINE 上で言い合いになった。

その後、関係生徒 F は、関係生徒 D をグループ LINE に入れた。グループ LINE に入ってきた関係生徒 D は、「○○○○（当該生徒の名前）黙れよ」「はよ抜けろ w」「お前が一番だるいと思うので 周りから見たら」というトークを送った。当該生徒は、その後このグループ LINE から退会した。

【グループ LINE でのやり取り】

午後 11 時 29 分 関係生徒 A が当該生徒の YouTube 動画をグループ LINE にアップした。

午後 11 時 29 分 当該生徒「おい（怒りマーク）」

午後 11 時 29 分 関係生徒 A 「送る所間違えた」「メンゴ」

午後 11 時 30 分 当該生徒「どこに送るん？」

午後11時30分 関係生徒 A「LINE めも」
午後11時30分 当該生徒「そうか」「じゃあな」
午後11時31分 当該生徒が自身とは異なる YouTube アカウントのトップ画のスクリーンショットを投稿する。
午後11時31分 当該生徒「こいつ知ってるやついる？」
午後11時31分 関係生徒 A「てか」
午後11時31分 当該生徒「？」
午後11時31分 関係生徒 A「(当該生徒名) よりもおるやん」「草」
~~~~ (中略) ~~~~  
午後11時35分 関係生徒 A「底辺 YouTuber やねんからガンば」「(当該生徒の名前) 君」  
午後11時35分 当該生徒「おまえはおれのみてたん?」「TikTok にも遊び来てな YouTube みてたら僕の」  
午後11時36分 関係生徒 A「これやろ」  
午後11時36分 他生徒 (当該生徒に対するリプライとして)「ww」  
午後11時36分 当該生徒「ww」  
午後11時36分 他生徒「宣伝するか? ww」  
午後11時37分 他生徒「てかはよ寝ろ」  
午後11時37分 他生徒「ここで話してる時点で宣伝やん」  
午後11時37分 関係生徒 A「まあガンば」  
その後関係生徒 A は、「えぐいてえ!」と記載されたスタンプを複数回送信する。  
※ 注: 当該生徒は、関係生徒 A からの「えぐいてえ!」のスタンプに対しては、「それやめろ」と述べて嫌悪感を述べている。他方で、関係生徒 G が送った「えぐいてえええ!」のスタンプに対しては、「ぎり」と返答している。このことから、当該生徒は、関係生徒 A に対しては、心身の負担を覚えていたと言える。  
午後11時39分 当該生徒「そっち連打するからブロックしたんやで」  
午後11時39分 関係生徒 A「ええよ」  
午後11時39分 当該生徒「いいんかい」  
午後11時39分 関係生徒 A「だってそれくらいの間違ってこと」  
午後11時41分 当該生徒「正直おまえと関わりたくないのもある」「めんどい」  
午後11時42分 関係生徒 A「それ (関係生徒 D 名) に言ってみろ」  
午後11時42分 当該生徒「あいつとは絶対関わりたくない」  
午後11時42分 関係生徒 A「後、みんな迷惑かけてごめんなさい」「なら、やめろて」  
午後11時43分 当該生徒「何を？」  
午後11時43分 関係生徒 A「最後まで遊ばせてください」

午後11時43分 他生徒「うるさい」  
午後11時43分 当該生徒「はい」  
午後11時43分 他生徒「個人でよろ」  
午後11時43分 他生徒「それな」  
午後11時43分 関係生徒A「おけ」と記載されたスタンプ  
午後11時43分 当該生徒（「個人でよろ」に対し）「ブロックしている俺が」  
午後11時44分 他生徒「じゃあもう会話やめろ」  
午後11時44分 当該生徒「そのつもり」  
午後11時44分 他生徒「天才」  
午後11時44分 関係生徒A「最後だけ言わせて」  
午後11時44分 当該生徒「（関係生徒A名前）とあんま喋りたくないから」「なんや」  
午後11時47分 関係生徒A「君の所で書いた」  
午後11時48分 当該生徒「なんや」  
午後11時48分 関係生徒A「どこでしょうか？」「頭で考えて」  
午後11時48分 当該生徒「LINEではないと思う」  
午後11時49分 関係生徒A「なわけ」  
午後11時49分 当該生徒「？」  
午後11時51分 関係生徒A「まあ頭でお考え下さい」「ゆっくりと」  
午後11時51分 他生徒「うるさい」  
午後11時51分 当該生徒（「まあ頭でお考え下さい」に対して）「だる」  
当該生徒（「うるさい」に対して）「すまん」  
午後11時52分 他生徒「なんか返信来ても無視しろ」  
午後11時52分 当該生徒「了解ー」  
午後11時52分 関係生徒A「俺もおまえもだるい」「以上」  
午後11時54分 関係生徒Fが関係生徒Hをグループに招待する。  
午後11時54分 関係生徒Fが上記招待をキャンセルする。  
午後11時54分 関係生徒Fが関係生徒Hを再度グループに招待する。  
午後11時55分 当該生徒（「俺もおまえもだるい」に対して）「最後に言うわ。それお  
もしれーめっちゃ面白いそれでいいw」  
午後11時55分 関係生徒Fが上記招待をキャンセルする。  
午後11時55分 当該生徒「（関係生徒F）どした？」  
午後11時55分 関係生徒A「やろ」  
午後11時55分 当該生徒「うんめっちゃ笑った面白い同じこと考えてるw」  
午後11時56分 当該生徒「（関係生徒F）？」「おやすみ〜」  
午後11時56分 関係生徒A「やっぱ俺オモロいわ」

午後 11 時 56 分 当該生徒「いやおまえはおもろない」  
午後 11 時 57 分 関係生徒 A「底辺 YouTuber からオモロいと言われてんねんからオモ  
ロないよな」  
~~~~ (中略) ~~~~  
午後 11 時 58 分 関係生徒 H がグループに参加する。
~~~~ (中略) ~~~~  
午前 0 時 05 分 関係生徒 A「ライブ配信でもしといたら」  
午前 0 時 05 分 当該生徒「めんどい」  
午前 0 時 06 分 関係生徒 A「底辺やからできひんだけやろ多分」「配信」  
~~~~ (中略) ~~~~  
午前 0 時 12 分 関係生徒 H が関係生徒 D をグループに招待する。
午前 0 時 12 分 関係生徒 F が関係生徒 D の招待をキャンセルする。
~~~~ (中略) ~~~~  
午前 0 時 20 分 関係生徒 F が関係生徒 D を招待し関係生徒 D がグループに参加する。  
午前 0 時 20 分 他生徒「まあ終了しよつ」  
午前 0 時 20 分 関係生徒 D「黙れガチで」  
午前 0 時 20 分 他生徒「しよう」  
午前 0 時 20 分 他生徒「えぐいやつ来た」  
午前 0 時 20 分 関係生徒 D「(当該生徒) 黙れよ一回」  
午前 0 時 20 分 他生徒「迷惑やからまじみんな黙ろ」  
午前 0 時 20 分 関係生徒 D「お前が反応するからこうなってんねん」  
午前 0 時 20 分 当該生徒「こいつ (関係生徒 D) 来たから抜けるわ」  
午前 0 時 20 分 関係生徒 D「黙れ一回お前ら」  
午前 0 時 20 分 当該生徒「だるいから～」  
午前 0 時 20 分 関係生徒 D「はよ抜けるw」「お前が一番だるいと思うで」「周りか  
ら見たら」  
午前 0 時 21 分 (当該生徒「だるいから～」に対するリプライとして)「なにが？」  
午前 0 時 21 分 当該生徒「気にせんでええよ～」  
午前 0 時 21 分 他生徒「理由聞かせろ」「手が滑った」  
午前 0 時 21 分 当該生徒「バイバイ～おまえらが一番だるいから～ははは」  
午前 0 時 21 分 当該生徒がグループを退会する  
午前 0 時 22 分 他生徒「なんかもうおもん無いから抜ける」  
午前 0 時 22 分 他生徒及び関係生徒 D がグループを退会する。

10 12月～1月頃

(1) 関係生徒 D は、Instagram にて、当該生徒になりすましたアカウント(当該生徒の YouTube

のアカウント名と類似したアカウント名を使用)にて、アンケートを作成し、ストーリーにアップした。

アンケートの内容は、「冬休みがあげたら、(関係生徒 D 氏名)をぼこしにいきます。どっちが勝つと思いますか」という質問に対し、「ぼく(当該生徒を指す)」「あいつ(関係生徒 D を指す)」という2択から選択する内容であった。

- (2) 当該アンケートは、ストーリーに掲載された後、同学年の生徒の間で拡散された。
- (3) 当該アンケートを見た同学年の生徒の中には、当該生徒の YouTube アカウント名と類似したアカウント名にて、当該アンケートが作成されていたことから、当該生徒が作成したものである者もいた。
- (4) 後日再度、当該生徒になりすましたアカウントにて、関係生徒 D の身長と体重を記載した上で、「あいつの身長と体重はこれなので、僕の方が勝てます」との書き込みがなされた。
- (5) 1月はじめ頃(3学期に入ってからすぐ)、当該生徒は、上記アンケートを見たと思われるクラスメイト数名から、「〇〇〇〇(関係生徒 D の名前)、倒すんやったら、はよしいや」などと言われた。

しかし、当該生徒は、自身の YouTube のアカウント名と類似したアカウント名が使用されて、上記のアンケートが作成されていることは、知らなかった。

## 1 1 1 2月頃

- (1) 1 2月頃、関係生徒 D は、当該生徒になりすました Instagram のアカウント(当該生徒の YouTube のアカウント名と類似したアカウント名を使用)から、同級生と思われる Instagram のアカウントに友達申請をした。その中で承認をした同級生の女子生徒9名に対し、当該生徒を名乗り、Instagram にて、「よろしく」等のダイレクトメッセージを送信した。
- (2) ダイレクトメッセージを送信した同学年の女子生徒のうちの1人である、関係生徒 I との間で、関係生徒 D は、ダイレクトメッセージのやり取りを続けた。この時、関係生徒 I は、当該アカウントからのメッセージは、当該生徒から送られてきていると思っていた。

関係生徒 D が、関係生徒 I に送ったダイレクトメッセージの内容は、当初は日常会話的な当たり障りのないやりとりであったが、徐々に「XXXXXXXXXX」「この前言って逃げたやろ」等、脅迫的な内容に変わっていった。そこで、関係生徒 I は一度、当該なりすましアカウントをブロックした。

関係生徒 D は関係生徒 I からブロックをされたため、再度当該生徒になりすました2つ目のアカウントを作成した。その上で、新たに作成した2つ目アカウントから、関係生徒 I の Instagram のサブアカウントに対し、ダイレクトメッセージを送った。関係生徒 I は、サブアカウントもブロックをすると、次にどこに拡散されるかわからないと思い、ブロックをすることができなかった。

2つ目のアカウントからは、「XXXXXXXXXX脅しとくね。」及び他に「XXXXXXXXXX」「XXXXXXXXXX」という趣旨等のわいせつな言葉(単語)のダイレクトメッセージが送られた。

また、いずれの段階のメッセージであるかは明らかではないが、関係生徒 D は、なりすま

しアカウントから、関係生徒 I に対し、次のようなメッセージのやり取りを行っていた。

なりすましアカウント 「[REDACTED]」  
なりすましアカウント 「おはよう」  
なりすましアカウント 「にゃー」  
関係生徒 I 「[REDACTED]」  
なりすましアカウント 「[REDACTED]」「[REDACTED]」「なあなあ」「実は僕（関係生徒 D 名）なんだよな」

(3) その後、関係生徒 D は、関係生徒 I とのやり取りを継続する中で、インターネットからダウンロードした [REDACTED] [REDACTED] 関係生徒 I に送った。その他、 [REDACTED] 関係生徒 I に送った。

(4) 関係生徒 I は、同級生 6 名程度と一緒に下校をしていた際に、上記のようなメッセージが送られてくることを相談した。その際に、送られてきたメッセージや写真を見せた。また、関係生徒 I から相談を受けた生徒の一人が、自身が入っている小学校からの友人らで作られたグループ LINE（当時 18 名程度参加）に、 [REDACTED] [REDACTED] を投稿した。なお、当該グループ LINE には、関係生徒 D も参加している。関係生徒 I から相談を受けた同級生らを中心に、当該生徒が、わいせつな写真を送っているとの噂が、同学年内に一部広がった。

現に、その噂を聞いた関係生徒 J は、当該生徒に対し、「 [REDACTED] [REDACTED] 」と、当該生徒が、わいせつなメッセージや写真を送ったものとして、LINE を送っている。

(5) 関係生徒 D は、関係生徒 I 以外の 8 名に対しても、当該生徒のなりすましアカウントから、ダイレクトメッセージを送信した。それぞれに送ったダイレクトメッセージの内容は次のとおりである。

ア 女子生徒①に対して

「(当該生徒氏名) です。よろしくお願いします」

女子生徒①は、これに対し、返信をしていない。

イ 女子生徒②に対して

「(送られた生徒の名前) ですよ？よろしく」

女子生徒②は、これに対し、1 通だけ返信をしたが、その後のやりとりはない。

ウ 女子生徒③に対して

「こんにちは、(当該校名) 中ですか？知ってますよ」

女子生徒③は、ブロックした。

エ 女子生徒④に対して

「 [REDACTED] 」 「 [REDACTED] 」 「 [REDACTED] 」

女子生徒④は、ブロックした。

オ 女子生徒⑤に対して

「  
[REDACTED]  
[REDACTED]」

女子生徒⑤は、これに対し、返信をしていない。

カ 女子生徒⑥に対して

「1組の(当該生徒氏名)です」

女子生徒⑥は、これに対し、返信をしていない。

キ 女子生徒⑦に対して

「1組の(当該生徒氏名)です」

女子生徒⑦は、これに対し、返信をしていない。

ク 女子生徒⑧に対して

「こんにちは、(当該生徒氏名)です」

女子生徒⑧は、自身も名前を名乗り返信をした。その後のやりとりはない。

(6) なお、当部会の調査において、当該生徒が小学生の時にも、以下のような SNS のなりすまし事案が発生していたことが判明したので追記する。

ア 被害者が女子生徒のなりすまし事案について

TikTok にて、アカウントの写真に、小学校のホームページにアップされている女子生徒の写真を使用し、当該女子生徒の下の名前を使用したなりすましアカウントが、当該女子生徒以外の何者かに作成された。当該なりすましアカウントから、別の同級生の女子生徒に対し、メッセージが送られた。

イ 被害者が男子生徒のなりすまし事案について

TikTok にて、ある男性生徒になりすましたアカウントが作成され、「(当該男子生徒の名前)だよー」というメッセージが送られた。

ウ 小学校では、いずれの事案においても、なりすましを行った者の特定には至らなかった。

小学校としては、SNS の使い方に関する指導を実施した。

## 1 2 その後の経緯

### (1) 1月14日

当該生徒が、友人から、当該生徒になりすましアカウントが、わいせつな写真を女子生徒に送り、当該生徒が行ったものであるとの噂があることを聞いた。当該生徒は、これを聞き、同日、職場にいる当該生徒の母に対し、泣きながら連絡をした。その際に、当該生徒は、「死んでくる」と言い、一時連絡が取れなくなった。

当該生徒の母は、同級生の保護者から、なりすましアカウントの情報を得て、当該アカウントをフォローした。

また、当該生徒の母は、当該生徒から送られた、なりすましアカウントが、関係生徒 I に送った「実は僕(関係生徒 D 名)なんだよな」というメッセージを見て、なりすましが、関係生徒 D によるものであると思われたことから、関係生徒 D の母へ連絡を入れた。しかし、当該生徒の母と関係生徒 D の母との間で、話し合いにならなかった。その際の当該生徒の母及

び関係生徒 D の母とのやり取りは次のとおりである。

ア 1月14日15時頃

関係生徒 D の母：「こちら事実確認を子供にしますが、2学期に〇〇くん（当該生徒）がうちの息子をいきなり4発殴った件、〇〇くん（当該生徒）に確認していただけますか？学校では〇〇くん（当該生徒）が先に手を出したと確認できているそうです。宜しくお願い致します。」

「あと、グループで攻撃とおっしゃっていましたが、グループには誰がいるのでしょうか？きちんと確認したいのでお教えいただけますか？」

当該生徒の母：「今、〇〇君（当該生徒の名前）の安否わからないまま」

関係生徒 D の母：「それは心配です。警察と一緒に自宅へ向かいましょうか？」

当該生徒の母：「お父さんは今休みをとって帰るつもりです。また、状況確認次第連絡します」「近所の知り合いも今向かっています。」「私は今出張してるから、すぐには帰れない状態です」

関係生徒 D の母：「大丈夫でしょうか？こちら息子にいろいろ確認したいところですが、誰がいるグループでどんなことを言っているのか事実確認できる証拠がないと、ちゃんと確認することができないので。誰がいるグループ、どんな内容なのかを確認させて頂きたいです。」

イ 1月14日夕方頃

当該生徒の母：「今旦那が家に帰ったけど、塾の時間になり、なかなか話を聞けないんです。」「明日、私は家にいるから詳しく聞くつもりです。旦那から〇〇君（当該生徒）は泣いて目が腫れている話を聞いています。」

関係生徒 D の母：「無事が確認できてよかったです。やはり片方だけの話ではどうにもこうにも解決できないので、〇〇君（当該生徒）がどう言っているのかを聞いてから私も息子に話を聞きます。証拠もなく事実確認ができないまま息子を問い詰めたりすることはできませんし。〇〇くん（当該生徒）がいきなり、（関係生徒 D）にむかって、変態！と言ってきて、（関係生徒 D）が言い返したら殴られた、だからやり返した、というのは2学期に聞いてますし、学校もその事実を確認済みです。今回の件をおっしゃるのであれば、この件を〇〇くん（当該生徒）にも確認して頂けますか？変態！といきなり言う事は言葉の暴力だと思います。その前に、学校からその件に関してお母様に連絡が入っていないことに学校への不信感がつります。」

「あと、インスタやってるやろ〜グループでイジメられたとおっしゃってましたがいつの事でどんな風にかも確認して頂きたいです。宜しく申し上げます。」

~~~~~（中略）~~~~~

当該生徒の母：「メールで〇〇君（当該生徒）にいろいろ聞いたかったけど、塾2コマありますので、話ができない状況です。私と〇〇君（当該生徒）は普段インスタを使わないし、現時点では詳しくお返事が出来ません。」

関係生徒 D の母：「大丈夫です。(関係生徒 D) に攻撃を受けたというなら、こちらも〇〇くん(当該生徒) に攻撃を受けたと言いたいです。LINE の証拠もあります。また明日でも確認してください。」

(2) 1月15日

ア 当該生徒の母は、当該生徒になりすましたアカウントから、わいせつな写真が送られていることについて、警察に相談をした。

警察からは、13歳であり犯罪にはならないことから、学校から指導をしてもらうように働きかけてみることを提案された。

イ なりすましアカウントが削除された。関係生徒 D としては、当該生徒の母と関係生徒 D の母が、電話で話をしている様子を見て、2つ作成したなりすましアカウントのうち、ひとつは削除をし、もう一つは名前の変更をした(その後、名前を変更したアカウントについても削除した。)

なお、当該生徒の母は、この後に、関係生徒 D が、3つ目のなりすましアカウントを新たに作成したと認識している。

(3) 1月16日

ア 午前8時頃、当該生徒の母は、学校へ行き、当該生徒の担任、学年主任、生徒指導主事と面談をした。当該生徒の母は、Instagram にて、当該生徒の YouTube アカウント名と類似した名前を用いて、当該生徒になりすましたアカウントが作成され、当該なりすましアカウントから、わいせつな内容のメッセージが送られていることを伝えた。

また、当該生徒の母は、当該なりすましアカウントが送ったメッセージの中に、「実は僕〇〇(関係生徒 D の名前) なんだよ」との記載がなされていたことから、関係生徒 D が、当該なりすましアカウントを作成し、ダイレクトメッセージを送ったと思われることも伝えた。

当該校は、当該生徒の母からの話を受けて、はじめて、なりすましによる性加害案件が発生していることを把握した。

イ 当該生徒の母は、①なりすましを行った関係生徒 D からの謝罪、②当該生徒は、なりすましアカウントから送られたメッセージとは無関係であることを、他の生徒らに説明をして欲しい旨依頼した。それに対し、当該校は、①学年集会で生徒らに対して説明を行うこと、②謝罪の場については、事実が判明次第設けること、③本人の名誉回復については、状況が把握できていないので、状況がわかり次第動いていくことを、当該生徒の母に伝えた。

ウ 正午頃、関係生徒 D の母より、関係生徒 D が教頭と話をすることを希望している旨架電があった。

エ 当該校は、当該生徒の母から、なりすましアカウントからダイレクトメッセージが送られたと思われる生徒である関係生徒 K、関係生徒 I 及び当該ダイレクトメッセージの内容を知っていると思われる生徒である関係生徒 L、関係生徒 J の名前を聞き、それらの生徒らに対し、聴き取りを行った。ただし、この時に、当該校は、なりすましアカウントから生徒らに送られてきたダイレクトメッセージの写真等の保存は行っていない。

オ 15時頃、学年集会が実施され、SNSにおいて、なりすましたアカウントが作成され被害を受けた生徒がいるということを説明した。この時の学年集会においては、当該生徒の氏名は公表されていない。

カ 同日16時頃、教頭が、関係生徒Dの自宅へ行き、聴き取りを実施した。関係生徒Dは、当該生徒になりすまして、9名の同級生に対し、ダイレクトメッセージを送ったこと、そのうち女子生徒3名にはわいせつな内容のダイレクトメッセージを送ったことを認めた。さらにそのうちの1名の女子生徒との間では、やりとりが続いていく中でわいせつな内容が加速してしまったこと及びわいせつな写真を送ったこと（第4の11記載の事実）を認めた。教頭は、関係生徒D及び関係生徒Dの母に対し、関係生徒Dがわいせつな写真を送信していることについて、警察に繋げるべき事案となる可能性を伝えた。

キ また、教頭は、関係生徒Dに対して、今の気持ちを書くように指導した。その際に作成された文章が次のとおりである。

「いきなり変態と言われて、意味がわからないし、イライラした。言い返したらなぐられたりけられたりしてよけいイライラした。」「関係生徒Dの『YouTubeしてるん?』って聞き方が悪かったんちゃう?とまた自分のせいになって、そのど何が変態かわからなかった。」「変態と言われることがどれだけ嫌なことか知ったらいいと思いインスタで仕返した。他の人をまきこんだことは申しわけないと思っている。」「したらダメな事と分かってたが、やりだしたら止まらなくて、何でも自分のせいになるならどうなってもいいと思うこともあった。」「たくさんの人に迷惑をかけて悪かったと反省している」

(4) 1月17日

ア 14時頃、教頭は、関係生徒Dから再度聴き取りを実施した。関係生徒Dは、上記なりすまし行為を行った理由について、11月頃に教室の入口付近で当該生徒から変態と言われたこと（第4の7記載参照。なお、この点は関係生徒Dの認識であり、本調査においては認定されていない事実である。）に腹を立てたためである旨述べた。

教頭は、関係生徒Dの母に対し、警察に相談に行くよう伝える。また、関係生徒Dの母より、転校の意向が示される。

イ 当該校は、関係生徒Dが当該生徒になりすまして、複数生徒にダイレクトメッセージを送った行為は、いじめ事案であると認定を行った。

ウ 当該生徒の担任は、午前9時頃、当該生徒の母に連絡し、面談を依頼し、同日17時頃、当該生徒の母が来校する。当該生徒の担任は、当該生徒の母に対し、当該生徒になりすまして複数生徒に対しダイレクトメッセージを送信した行為は、関係生徒Dが行ったものであることを報告した。また、当該生徒の母に対し、関係生徒Dが謝罪をする意思があること及び関係生徒Dが転校する意思があることを伝える。学校として、謝罪の場を設定することを提案したが、当該生徒の母は、抵抗感を示した。

エ 当該生徒の母は同級生の保護者から、削除されたなりすましアカウントと同じ名前（つまり当該生徒になりすましたアカウント名）で、別のアカウントが作成され、フォローし

たら、名前が削除されたと聞いた。

(5) 1月18日

ア いじめ不登校対策委員会が臨時で開催された。当該会議にて、今回関係生徒 D が、当該生徒に対して行った行為は、いじめにあたるということが確認された。

今後は、学年全体で対応すること、随時学年の教員が聴き取りを実施していくこと及び聴き取り内容について随時共有することが確認された。

イ 関係生徒 D の母が来校し、関係生徒 D の担任及び学年主任と面談。関係生徒 D 及び関係生徒 D の母からの謝罪の意向については、学校から、当該生徒に伝えることとした。

(6) 1月19日

〇〇中学校より、当該校教頭に電話があった。関係生徒 D より〇〇中学校への編入希望が出されているが、〇〇中学校は、編入については、不登校生のみを対象としていることが伝えられる。

(7) 1月20日

ア 2回目の学年集会が開かれた。学年主任より、1月16日の学年集会において、なりすましの被害を受けたのが、当該生徒であることを説明した。また、なりすましをした人物が分かったこと及び当該生徒は全くの無関係であることを伝えた。

イ 放課後、学年主任は、関係生徒 I 及びダイレクトメッセージについて事前に知っていた4名の生徒に対し、当該生徒はまったくの無関係であることを伝えた。

ウ 教頭より関係生徒 D の母へ架電。当該生徒に対し、関係生徒 D の母より直接謝罪の連絡を入れるよう依頼をした。これに対し、関係生徒 D の母は、現状では、当該生徒側の理解を得ることが難しいため、直接の連絡はできない旨回答した。

(8) 1月24日

教頭は、関係生徒 D 及び関係生徒 D の母と共に警察へ相談に行った。この相談に行く以前に、学校は、警察に対し、Instagram にて、他の生徒になりすまし、複数人の同級生にダイレクトメッセージが送られていること及びそのうち1名の女子生徒に対して、性的な内容のメッセージが送られていることを事前に伝えていた。ただし、具体的なダイレクトメッセージの内容や [REDACTED] が送られていたことについて、警察に伝えていたかは定かではない。

また、当該校は、警察に対し、「なりすましは犯罪であること」「これからの加害生徒の生き方について」「そういう罪を犯したら次はどうなるか」「これからどうしていきたいか」について、関係生徒 D に対し、話をしてくれるように依頼した。しかし、警察が、関係生徒 D に対し、具体的にどのような話をしたかについて、当該校は把握をしていない。

警察は、関係生徒 D 及び関係生徒 D の母に対し、サポートセンターへ行き、継続的に指導を受けるように話をした。

(9) 1月27日

ア 関係生徒 D の担任は、関係生徒 D から追加の聴き取りを行った。関係生徒 D が、関係生徒 I 以外にもなりすましのアカウントから、ダイレクトメッセージを送った者が誰であるかについて、当該校が把握をした。

イ 関係生徒 D が、関係生徒 I に対し、謝罪をする場もたれた。関係生徒 D、関係生徒 D

の母、関係生徒 I、関係生徒 I の母、両生徒の担任及び学年主任が参加した。謝罪の場を開くにあたり、関係生徒 I は性的なメッセージを送られた被害者であり、配慮を要するため、関係生徒 I 本人が参加するかについては、本人に確認が事前にされている。関係生徒 D からは、一応の謝罪はするも、なかなか言葉が出てこない状況であった。その際に、関係生徒 D の母から話がなされ、関係生徒 D が、当該生徒との間で11月にトラブルがあったことが原因で、このような事をしてしまった旨を関係生徒 I 及び関係生徒 I の母に伝えた。

ウ 謝罪の後、学年主任からは、携帯電話の使い方について、関係生徒 D の母に確認をしたが、特に規制はしていないとの回答であった。

(10) 1月30日

なりすましのアカウントからダイレクトメッセージを送られた関係生徒 I 以外の生徒8名（上記第4の11（5）記載参照）に対し、学年主任より、当該生徒は無関係であることを説明した。

(11) 2月2日

教頭より、教育委員会事務局担当指導主事に対し、本事案について、報告がなされた。

(12) 2月6日

ア 3回目の学年集会が開催される。今回の事案により、当該生徒は、みんなに信じてもらえなかったことや悔しい思いがつのり、体調を崩したと説明し、当該生徒がしんどい状況であることを伝えた。

もともと、3回実施された学年集会の中で、関係生徒 D の名前は明らかにしていない。

イ 関係生徒 D と関係生徒 D の母は、サポートセンターへ行った。

関係生徒 D は、サポートセンターにおいて、センターの職員に挨拶をするなど礼儀正しい態度をとった。センターの職員からは、携帯の案件はよくあることで、昔で言えば殴り合いの喧嘩であること、関係生徒 D はしっかり挨拶や返事ができていること及び保護者から要望があれば、引き続きの指導は可能である旨の話をした。

それに対し、関係生徒 D の母は、継続指導を希望せず、サポートセンターにおける指導は1回のみで終了となった。

学校は、上記報告を関係生徒 D の母から受け、サポートセンターに対して、継続的指導を実施するよう要望したが、サポートセンターとしては、本人の保護者の意向で、もう行かないということであれば、強制的に連れてこさせることはできないとのことであった。

一方、関係生徒 D の母としては、サポートセンターから、継続指導の意向はないと言われたものと認識している。

(13) 2月21日

関係生徒 D は、本なりすまし事案が発覚した後、周りの目が気になるという理由により欠席をしていたところ、この日初めて別室にて登校をした。関係生徒 D が別室登校をした際に、関係生徒 D の担任らが、本なりすまし事案に対する指導を行った。

(14) 3月3日

関係生徒 D の母が来校。関係生徒 D の担任及び学年主任が対応し、関係生徒 D の今後の学校生活について確認をする。

関係生徒 D の母からは、11月に起きたトラブルが原因であるにも関わらず、関係生徒 D

だけが、悪者になっているという点について、不満が述べられる。

これに対し、関係生徒 D の担任は、11月に起きたトラブルについては、双方指導し、終了しているものと認識していることを説明した。加えて、なりすましの件については、加害者と被害者がはっきりしていることを前提として、いじめ対策の指針に従い対応していることを説明。

(15) 3月10日

関係生徒 D の担任より、関係生徒 D の母に対し架電する。その際に、関係生徒 D の母より、転校しない可能性があることが示される。

加えて、関係生徒 D の母より、関係生徒 D の別室登校が続いていることに対する不満が述べられる。

(16) 3月16日

関係生徒 D の母から、担当指導主事に架電。本なりすましは、中学1年生の2学期の時のトラブル（第4の7記載）の時に、当該生徒から変態と言われたことが原因となっていること、なりすましを行ったことについては、謝罪をするつもりでいるのに、学校に待つように言われているものの動きがないこと、警察やサポートセンターにも行き、指導を受けたにも関わらず、いつまで教室に入れない状態が続くのか等の訴えがなされた。

(17) 3月22日

当該生徒の保護者から教育委員会へメールが送られた。

この日の1年1組の学級通信で、当該生徒は、1年の成長を「悲」という文字であらわし、「なりすましなどがあったからです」と書いた。当該生徒の担任は、その横に「こうしてみると一人一人が何を大切にしているのかもよく分かって本当にニコニコそして涙」とコメントを記載している。

なお、当該生徒によれば、当該校は、当該生徒に対し、3月の行事予定を提供してくれなかったことから、当該生徒の母が、クラスメイトの母から、3月の行事予定表を LINE で送ってもらったとのことである。

当該校によれば、これらの連絡文書については、家庭訪問をした際に、当該生徒に渡していたとのことである。

(18) 3月24日

ア 教育委員会事務局担当指導主事より、当該生徒の母に架電。当該生徒の母より、11月のトラブルについて、学校から連絡がなかったこと、なりすましの件について警察に相談に行ったが適切な対応がなされなかったこと及び関係生徒 D の転校を希望することが述べられる。

イ 関係生徒 D の母が来校した。転校はしないこと及び関係生徒 D の別室登校をやめ、通常どおり教室で授業を受けられるようにすることを求めた。これに対し学校は、当該生徒が心身に不調をきたしている状況が続いている以上、関係生徒 D を教室に戻すことは難しいため、別室指導を継続する旨回答をした。

(19) 3月29日

当該生徒の母が来校した。学年主任より、関係生徒 D の転校については、学校が強制的に行うことができないことを説明した。また、当該生徒側が許すことがない限り、関係生徒 D

の別室指導を継続することも伝える。

(20) 3月31日

当該生徒の母より、教育委員会事務局総務課に架電。本事案について、第三者委員会による調査依頼の申出がある。

(21) 4月7日（これより以下については、当該生徒が中学2年生のときの出来事）

関係生徒 D の母から、転校はしない意向が示される。加えて、関係生徒 D の学習保障に対する要望を示す。

(22) 4月10日

関係生徒 D の担任及び学年主任が、関係生徒 D の自宅を訪問し、関係生徒 D の母と面談。関係生徒 D の母より、オンラインによる別室指導はいつまで継続するのかという点について話がある。

(23) 4月19日

当該生徒の母が来校し、当該生徒中学2年生時の担任及び学年主任と面談した。当該生徒の体調について、3月と変わりなく、現在も思わしくないことが報告される。加えて、当該生徒の学習面でのケアについての要望が示される。

同日夕方頃、当該生徒の母が再度来校し、関係生徒 D の転校を要望する。

(24) 4月21日

ア 当該生徒は、塾に向かう前に、父と一緒に、飲食店で食事をした。そこで、関係生徒 D とたまたま会った。関係生徒 D は、「○○（当該生徒の名前）や、○○（当該生徒の名前）や・・・」と大きな声で繰り返し呼んだ。関係生徒 D は、隣に座っていた友達と一緒に、当該生徒の悪口を言っていた。当該生徒の父は、関係生徒 D に対して、中指をたてて、いじめるなど警告をした。

イ 関係生徒 L は、関係生徒 D が、1月に「なんで○○○○（当該生徒の名前）関わり少ないのにインスタのアカウント知ってんの」「俺これなりすまし説もワンチャンあると思うので」と LINE をしていたことを、当該生徒に対して情報提供した。この関係生徒 D の LINE は、自分なりすましをしたことが発覚した後の LINE である。

(25) 4月24日

当該生徒の母より学校に架電した。関係生徒 D が、友人の LINE グループで「なりすましの犯人は自分ではない。当該生徒が自身を陥れるための策略」という旨を流しているとのことであった。

(26) 4月26日

当該生徒は、LINE に、「人間生き苦勞死瞬」と投稿した。当該生徒によれば、この時の心境をそのまま書いたとのことである。

(27) 4月28日頃

関係生徒 D は、自身の LINE のプロフィール画面に、下記の記載をした。

「先生が○○人（当該生徒の国籍）にビビって『学校きて欲しくないらしいからこんといて』って言うからリモート受けてんのに画面つかへん時もあるしマイクもつかへん時だってある学校行きたい生徒1人を義務教育に受けさせてない奴らでもお金入るの終わってるよな」

「問題の〇〇人とそいつの父親がバカなことしたから学校行けるようになると思う GW 明けには行くつもり」「男子から言ってる人 2人ほど聞いたからもうメモって準備に入ってる。その LINE のトーク内容ももらったからあとは警察に提出するだけ 名前は全員わかり次第ここのステメに載せます。別に俺が裏で言われているなら俺からも言っているよ。裏で噂にしないでマシ。裏で俺の事言っている人とか LINE の内容とか全部聞いてるけど 言ってる人全員分かれば名前吊し上げて訴える準備もできてるから言いたいならどンドン言ってくれ。誰が言ってるか一部はわかってるからその人はもう遅いですよ。何言われようがなんとも思ってへんし裏でしか言われへんぐらい弱いのにありもしないこと噂にするくらいなら直接俺に言ってきてもらって。あと学校行かれへん理由 〇〇人が先生に『学校来させないでください』って言って先生がビビって〇〇人だけの意見を取り入れたからこうなるだけ。学校行けてない理由わかってないのに裏で勘違いして色々言ってる奴やめた方がいいよもう遅いけど。これが全部嘘やと思うなら全然裏で言ってもらって結構。」

(28) 5月10日

関係生徒 D が、別室を前提に登校をする予定であった。学校としては、関係生徒 D が登校をした際に、なりすましの件について指導を合わせて行う予定であった。しかし、関係生徒 D は、この日登校をしなかった。

(29) 5月16日

関係生徒 D が、別室登校する。その際に、関係生徒 D の担任が、関係生徒 D に対して、本なりすまし事案に関する指導を行った。

なお、関係生徒 D に対する指導としては、本なりすましの件に対して、当該生徒に対する謝罪の気持ちがまとまった段階で、関係生徒 D から、当該生徒へ謝罪する機会を設ける方針で学校は考えていた。そして、当該生徒への謝罪が終わるまでは、別室登校を継続する必要があると考えていた。

(30) 5月19日

当該生徒の母より、関係生徒 D が、「なりすましの犯人は自分ではない」旨周囲に連絡をしていることについて、学校に対し、情報提供がなされた。

(31) 5月21日

関係生徒 D が別室登校。5月19日当該生徒の母より情報提供あった件について、聴き取りを実施。関係生徒 D は、4月21日の飲食店で件の腹が立ったため、当該生徒及び当該生徒の父を「〇〇人」と表現して不満を SNS に書き込んだこと、関係生徒 D と友人との間の LINE グループにて小学6年生の件及び今回の件は自身の行為ではないと否定していることを認めた。

(32) 5月23日

関係生徒 D の母に、上記書き込みについて話をしたところ、関係生徒 D の母からは、4月21日の件について、当該生徒の父をなぜ指導しないのか、嫌な事をされて鬱屈とした気持ちをどこにも吐き出すことができないので仕方なくスマホで書き込みをした。原因を作ったのは当該生徒の父である旨述べた。

(33) 関係生徒 D の転校

令和 5 年 6 月 5 日、関係生徒 D は、転校をした。

1 3 当該生徒の身体的不調について

当該生徒は、中学 1 年生の 1 1 月頃より眠れない等の不調を訴えるようになった。

令和 5 年 1 月 1 4 日より、頭痛、吐き気、眩暈等の症状があり、その後、心療内科にて、適応障害・睡眠障害・PTSD 等の診断がなされている。

令和 6 年 6 月時点においても、頭痛、吐き気、不眠等の症状が継続している。

令和 6 年 8 月 2 日付にて作成された診断書には、2023 年（令和 5 年）9 月 2 2 日の初診以降、「不登校は続き 2024 年 4 月から転校となった。しかしながら時に頭痛や眩暈が出現することが続いており登校できない日も多くみられる。今後は徐々に登校日数を増やしていくことが望ましいと考える」と指摘されている。つまり、令和 6 年 8 月時点においても、当該生徒は、頭痛や眩暈が継続し、登校をすることができない状況である。

1 4 当該生徒の欠席状況について

(1) 当該生徒の欠席状況

当該生徒は、中学 1 年生の 1 学期は、1 日も欠席することなく登校をしていた。2 学期も 2 日間欠席・1 日早退するのみで問題なく登校をしていた。しかし、上記第 4 の 1 1 の後である、令和 5 年 1 月 20 日から、学校を欠席することが増えた。1 月は、20 日以降に 7 日欠席・1 日早退した。2 月は、10 日欠席・5 日早退した。3 月は、5 日欠席・2 日早退した。

翌年度 4 月になり、当初は再度登校するも、4 月 17 日以降、再度欠席が続いている。

また、出席をした日であっても、体調がすぐれず、保健室を利用することや早退をすることも多かった。1 月は 1 回、2 月は 2 回、周りの目や声が気になるという理由を訴え、早退をしている。それ以外の日も、頭痛・腹痛・眩暈を訴え、早退をしている。

(2) 当該生徒が欠席している間の学校対応

当該生徒が不登校となった中学 1 年生の 3 学期以降、学校としては、次のような対応を行った。

ア 当該生徒の担任及び学年主任は、少なくとも週 1 回・多い時で週 2～3 回程度、当該生徒の自宅を訪問し、学習プリント等を渡していた。プリントを渡す以外にも、当該生徒の体調を確認したり、話をするために訪問することもあった。担任及び学年主任が訪問した際に、当該生徒と会話をすることもあった。期末テストの範囲についても、当該生徒に事前にテスト範囲等を記載したプリントを配布したり、オンライン授業中（Teams を利用）に周知する等をして期末テストに関する情報を共有していたと学校は認識している。

その一方、当該生徒の母は、担任に進学のことを相談しようとしたが、話を聞いてくれないと感じていた。また進路について、教育委員会に話をすると、担任はパンフレットを送付した。当該生徒の母としては、単にパンフレットのみを送付するのではなく、相談をすることを希望していた。また、当該生徒の母は、担任が、中学 1 年生の 3 学期の間プリント持ってきてくれないことや期末試験のことについて連絡がなかったと認識している。

イ 授業については、当該生徒が中学1年生の3学期から全てオンラインにて配信がされていた。当該生徒も、画面をオフにはしているものの、入室をしていることもあった。その際に、当該生徒の担任は、当該生徒と、「どうやった」「明日はこれそうか」等とやり取りをすることもあった。

ウ 学年主任は、当該生徒が、国語が苦手であるということもあり、交換日記の意味も込め、漢字のワークブックを毎日やり取りすることを提案し、当該生徒が中学2年生の4月から7月中旬まで実施していた。2学期以降については、当該生徒の体調が芳しくなく、継続が難しくなった。加えて、中学2年生の4月に当該生徒の母と当該生徒の担任及び学年主任で面談をし、家庭で学習することができるように数学のプリントを配付した。また、夏休みには、当該生徒に合わせた個別の学習時間割を作成し、提案をし、当該生徒が得意であった美術についても宿題を提案する等の対応をとった。

エ 中学2年生の11月頃、当該生徒が通っていたフリースクールで行った学習を、家庭訪問をした際に受け取り、成績の一部とするようにした。

1.5 関係生徒Dの登校状況及び当該校から関係生徒Dに対する指導状況

(1) 関係生徒Dの登校状況

関係生徒Dは、1月16日から欠席が続いた。2月は、21日のみ別室登校をし、その他の日は欠席。3月は、1日、2日、3日、9日に別室登校をし、9日間欠席。4月は、4日、18日、27日、28日に別室登校をし、12日間欠席。5月は、16日、22日、24日、25日、29日、30日に別室登校をした。

ただし、1月以降の欠席日については、概ねオンラインで授業に参加している。

(2) 関係生徒Dへの指導状況

関係生徒Dは、なりすましの件が明らかとなって以降については、学校に来にくいということで、登校ができない状態であった。また、教員と会うことに対しても抵抗感を示していた。加えて、関係生徒Dは、本なりすましの件が発覚した後から、転校する意向を示していた。そのため、学校としては、関係生徒Dに対する指導が十分にできない状況が続いた。

また、学校としては、性加害的なメッセージの送信があったため、その点に関しては、警察やサポートセンターからの指導を期待し、繋げた。従前サポートセンターにて指導をお願いした生徒に対し、サポートセンターの前担当者は、来校し、当該生徒の様子を見守る等、継続的かつ親身に対応してくれたことがあった。そのため学校としては、サポートセンターからの指導を期待していた。しかし、学校の思惑と異なり、サポートセンターでの指導が1回のみで終了をした。その後、学校として、関係生徒Dに対する、性加害的な側面に関する指導の方針が定まらなかった。

加えて、学校としては、双方の保護者対応に気を取られ、関係生徒Dに対する指導に注力することができなかつた旨述べている。

3月頃から、関係生徒Dは、学校へ登校する気持ちに変化した。関係生徒Dとしては、別室登校ではなく、教室で授業を受けることを希望したが、これまでの間、関係生徒Dと教員らが、なりすましの件に関し、話をする機会を設けることができず、十分に指導を行うことができていなかった。そのため、関係生徒Dが、内省を深め、当該生徒に納得をして謝罪が

できるようになるまでは、別室登校を継続せざるを得ないと学校としては判断をしていた。

4月頃から転校するまでに、関係生徒Dは、数回学校に来ることがあった。その際に、学校は、関係生徒Dとの間で、なりすましの件に関し、振り返りを行い、当該生徒への謝罪文を作成する等、当該生徒に対し、謝罪することに向けて準備を進めていた。そこで、担任らから、関係生徒Dに対し、今の当該生徒に対する気持ちを書くように指導した。関係生徒Dは、「自分がした事については謝るから、当該生徒も嘘をつかず、自分が僕にした事を認めて謝って欲しい」旨の記載をした。関係生徒Dが記載した内容からは、当該生徒に対する謝罪の気持ちが不十分であり、今回なりすましを起こした原因は、当該生徒のせいであったという気持ちが強い様子が伺えた。この状態では、当該生徒への謝罪する場を設けても意味がないと学校は考えたことから、指導を継続することとした。しかし、5月1日に大阪市スクールロイヤーチームであるSSET（School Support Expert Team）²が学校を訪問した際に「学校は早急に関係生徒Dの別室登校に向けて動く必要がある。本事案について、学年教職員と話をすること、指導を受けることが一度もないまま現在に至っている。まずは、『指導のための別室登校』を始め、本事案について学年教職員が指導し、反省を確認しなければならない」との指摘を受けている。

5月中に数回別室登校にて指導を行っていたが、令和5年6月5日、関係生徒Dは転校し、指導は終了した。

なお、学校は、本件なりすまし事件が発覚した後、警察、サポートセンター、こども相談センター、区役所等の外部機関の利用及びスクールカウンセラーの利用について、関係生徒D及び関係生徒Dの母に対し、話をしていると当該校は言っている。しかし、関係生徒Dが、警察及びサポートセンターでの指導の継続を受けない方針とした後は、特段外部機関の利用及びスクールカウンセラーの利用に関する話は、関係生徒D及び関係生徒Dの保護者に対してしていない。

16 その後の状況

本調査が実施されている令和6年6月時点において、当該生徒の「X」（旧Twitter）のアカウントになりすましたアカウントが複数作成されていた。なりすましアカウントは、当該生徒のアカウント名またはアイコン写真が同一であった。再度なりすましアカウントが作成されていることを知った当該生徒は、吐き気、眩暈及び頭痛を訴えている。

² 大阪市スクールロイヤー（SSET：School Support Expert Team）事業：弁護士・医師・臨床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカーといった様々な職種の専門家と連携した学校園支援制度。学校園において発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、有効的かつ効果的な対応を図るため、各専門家に相談のうえ助言を得ることや、連携し対応策を検討することができる。

本事業における弁護士は、学校園の顧問弁護士ではなく、子どもの最善の利益のために、学校園と保護者の中立的な立場で、学校園が行うべき適切な対応について助言を行う。

第5 いじめの認定とその被害

1 はじめに

当部会は、いじめ防止法第2条の定義に基づき、本節において、いじめの認定をする。

なお、留意すべきは、いじめが成立するためには、それをされた生徒が「心身の苦痛を感じている」ことが必要であることから、当時、それをされた生徒が認識していない事実はいじめには該当しないことになる。

以下では、「2」において「第4 調査により把握した事実」を総括的に分析した上で、「3」において、いじめの認定をし、「4」において、認定したいじめのまとめを行う。

2 「第4 調査により把握した事実」のまとめと分析

(1) 当該生徒は、当時中学1年生であった。その成長発達段階の一般論を踏まえても、そもそも自分の気持ちをうまく言語化して表現することが難しい年齢である。これに加えて、当該生徒は、当時、日本語が堪能ではなかったという事情がある。当該生徒は、大人しく口数が少なかったこともあり、周囲の生徒から、からかわれやすかった。

(2) 中学1年生の1学期、当該生徒は、クラスメイトの関係生徒Aから、きつい言葉を言われることがあった。関係生徒Aは、明るくにぎやかな生徒である。当該生徒は、体育の授業中に、関係生徒Aが投げたボールを取り損ねたときに、関係生徒Aから「はよ走れや」と厳しく命令口調で言われたことがあった。この点、関係生徒Aが当該生徒に対して厳しい言葉を使ったことは、複数回あった。これに対し、当該生徒から、言い返したことはあったが、関係生徒Aの方が優位であった。

また、当該生徒は、登下校時に、複数の男子生徒から、「後ろにおるー」と言われて走って逃げられたことが複数回あった。このエピソードも、当該生徒が、からかわれていたことを明らかにするものである。

これ以外にも当該生徒がからかわれていたことを明らかにするエピソードが複数確認できる。1学期から2学期の頃の出来事であるが、知らずに当該生徒の席に座った女子生徒が、当該生徒の席であることを知ったときに「うわ最悪」と述べたという出来事（ただし、当該生徒は認識していない。）、掃除の時に当該生徒の椅子だけが机の上から降ろされていなかったという出来事（ただし、当該生徒は認識していない。）、体育の授業が終わったあとに、数名の男子生徒が、集団から遅れてしまった当該生徒に対して「早くしろよ」と命令口調できつく言った出来事、複数の同級生が当該生徒のことを陰で「くさい」「顔が赤くなって気持ち悪い」などと述べていたこと（ただし、当該生徒は認識していない。）などである。また、当該生徒が作ったYouTube動画について、同級生が嘲笑していた。さらに、2学期の合唱コンクールに関して、当該生徒は、同級生から「女好き」とからかわれた。

このように、同級生の中で、当該生徒はからかっても構わない生徒である（あるいは、からかわれるだけの理由がある。）という認識が共有されていた（これは、まさに、和久田のいうシンキングエラーそのものである。）。

(3) このような経過の中で、関係生徒Dとの間でトラブルが起こった。関係生徒Dが次のような行動に出ることができたのは、同級生集団の中で、上記のような認識が共有されていた

からである。

関係生徒 D は、当該生徒が作成した YouTube の動画のコメント欄に、当該生徒のアカウントが著作権にひっかかるのではないかなどとコメントしたと考えられる。また、11月14日ころ、関係生徒 D は、3組の教室の扉付近に現れた当該生徒に対し、当該生徒の YouTube のアカウント名を口に出し茶化した。関係生徒 D は、当該生徒をからかったのである。当該生徒は、関係生徒 D に対して不快な感情を現わした。関係生徒 D は、その顔の表情で当該生徒を煽った。当該生徒が怒りの表情を見せ関係生徒 D に近づいて行ったことから、関係生徒 D は、当該生徒の腹部付近を蹴った（当該生徒の制服に靴跡が残る蹴り方であった。）。当該生徒は、関係生徒 D を蹴り返した。

この点、上記事実認定の補足説明をする。関係生徒 D は、当該生徒から「変態」であると言われて蹴られたから、蹴り返したと述べている。しかしながら、当該生徒が関係生徒 D のことを「変態」と指摘する背景事情や経緯が見い出されず、これにつき関係生徒 D は合理的根拠を述べられていない。また、当該生徒の上記(2)で指摘した同級生集団の中での立ち位置からすると、当該生徒が先に関係生徒 D に対して蹴ったというのは不自然である。関係生徒 D は、クラスの男子の間では人気があり発言力があつたことを考えると、なおさらである。そうすると、関係生徒 D の上記供述は信用することができず採用できない。

この出来事が起こった後、当該生徒は、担任に対して被害を訴えた。これを受け、教員らは、当該生徒、関係生徒 D、周囲にいた生徒たちから聴き取りをした。関係生徒 D は、教員に対して、自分の行為を正当化するために、「当該生徒から、『変態』と言われて蹴られたことから、蹴り返した」と述べた。ところが、教員らは、関係生徒 D の言い分が正しいという判断はしなかった。これにより、関係生徒 D は、当該生徒に対する不満を募らせることになった。

(4) 11月18日、関係生徒 D は、当該生徒及び関係生徒 E らの3人のグループ LINE に、関係生徒 E の招待で、入ったり抜けたりし、ある男性がじっと見つめている写真を複数回送信する行為をした（相手を威圧するような表情の男性の写真である。）。この関係生徒 D の行為は、いわゆるグループ LINE の荒らし行為であり、自己顕示行為でもある。当該生徒は、このような関係生徒 D の言動に対して、“おまえを見ているぞ。許さない”というメッセージだと受け取った。関係生徒 D は、上述(3)のトラブルを根に持っていた。他方で、当該生徒は、関係生徒 D と関わりたくないと思った。

(5) 12月25日、当該生徒も入っている学年のグループ LINE で次の出来事が起こった。

まず、関係生徒 A が、当該生徒の YouTube のリンクを上記グループ LINE に載せた。当該生徒は、自分が名指しでからかわれたと思った。実際に、関係生徒 A は、当該生徒を名指しで、「底辺 YouTuber」と指摘した。LINE のやり取りからすると、関係生徒 A は、当該生徒を下に見ていたと考えるのが相当であり（「まあがんば」という言葉や、「えぐいてえ！」というスタンプを送っている。また、「最後だけ言わして」「君の所で書いた」「まあ頭でお考え下さい」「ゆっくりと」という表現）、関係生徒 A の方から、当該生徒に絡んでいったことは明らかである。

当該生徒が「正直おまえと関わりたくないのもある」「めんどい」と発言したところ、関係生徒 A は「それ関係生徒 D に言ってみろ」と返答しており、これに対し、当該生徒は「あい

つとは絶対関わりたくない」と述べた。

他方で、LINE のやり取りをしているのが遅い時間帯であったことから、他の生徒から、上記グループ LINE 内で、上記やり取りが迷惑である旨の指摘がなされた。

このような中で、関係生徒 F は、関係生徒 H を日が変わる直前に上記グループ LINE に招待し、関係生徒 H は午後 1 時 5 8 分に参加している。関係生徒 H は、グループに参加するやいなや、格子状の正方形が 8 つ並んだ細長の写真を上記グループ LINE に流した。また、関係生徒 H は、関係生徒 F が流した動画（「メイドと言ったら、“アキバのアイドル”みたいなもの」というテロップが入っている。）に対して、「ブウリィィィィ」「手が滑った」と返信した（午前 0 時 3 分）。関係生徒 F は、再度、午前 0 時 6 分に、上記動画を LINE に流したが、これに対し、すぐに、関係生徒 H は、「手が滑った」という文字を実にたくさん羅列した LINE を送信した。

その後も、関係生徒 A は、当該生徒に対して、「底辺やからできひんだけやろ多分」「配信」「火種〇〇やな」（注：〇〇の部分は当該生徒の名前）と述べて揶揄した。このようなやり取りをしている間にも、他の生徒から「あの、みんなに迷惑だと思ってもうやめましょ？」という指摘がなされた（午前 0 時 1 1 分）。

そうしたところ、今度は、関係生徒 H が、関係生徒 D をグループ LINE に招待し（午前 0 時 1 2 分）、関係生徒 F が招待をキャンセルした。当該生徒は、関係生徒 H から揶揄われていると感じた。

午前 0 時 1 6 分には、今度は、関係生徒 F が、関係生徒 D をグループ LINE に招待した。午前 0 時 2 0 分には、関係生徒 D が参加した。関係生徒 D は、さっそく、同時刻に「黙れガチで」と言ってきた。関係生徒 D が、最初からこのような言動ができたのは、上記グループ LINE 外で、当該生徒が学年のグループ LINE において、関係生徒 A や関係生徒 H に反論していることや、関係生徒 D に関わりたくないことを述べたことを聞かされていたからであると考えるのが合理的である。関係生徒 D は、続けて「〇〇黙れよ一回」（注：〇〇の部分は当該生徒のフルネーム）（午前 0 時 2 0 分）、「お前が反応するからこうなってんねん」（午前 0 時 2 0 分）と述べてきた。これに対し、関係生徒 E は、関係生徒 D のことを差して「えぐいやつ来た」と述べた（午前 0 時 2 0 分）。当該生徒は、「こいつが来たからぬけるわ」と返答した（午前 0 時 2 0 分）。関係生徒 D は、「黙れ一回お前ら」「はよ抜けるw」（午前 0 時 2 0 分）「お前が一番だるいと思うで」「周りから見たら」（午前 0 時 2 1 分）と立て続けに言った。当該生徒は、負け惜しみで「バイバイ～おまえらが一番だるいから～ははは」と送り退会した（午前 0 時 2 1 分）。その後、関係生徒 H 及び関係生徒 D は、午前 0 時 2 2 分にグループから退会した。

以上のやり取りからは、当該生徒は、学年のグループ LINE において、関係生徒 A から揶揄われ、関係生徒 F からも煙たがれ、関係生徒 H からも見下され、最後には、関係生徒 D から、グループ LINE から抜けるように命じられ、実際に上記グループ LINE からやむなく脱退したと言える。

- (6) 他方で、1 2 月には、関係生徒 D は、Instagram で、あたかも当該生徒が作成したかのような当該生徒の名前を彷彿とさせるアカウントを作り、同級生の女子生徒の Instagram に対してフォローを求める申請をした。これに応じた女子生徒は 9 名いた。関係生徒 D は、その

後、当該生徒を装いながら、特定の女子生徒（関係生徒 I）に対して、「[]」などと脅迫的な言動をした。関係生徒 I がフォローを外したところ、関係生徒 D は、さらに別のアカウント（これも、あたかも当該生徒が作成したかのようなアカウントである。）を作成し、そのアカウントから、関係生徒 I に再度アクセスした。関係生徒 D は、引き続き当該生徒を装いながら、関係生徒 I に対して、「[]」…脅しとくね」「[]」「[]」という趣旨のダイレクトメッセージを送った。さらに、関係生徒 D は、当該生徒になりすましたまま、[]を関係生徒 I に送信した。これ以外にも、関係生徒 D は、関係生徒 I に対して、[]を数枚送信した。

関係生徒 D は、関係生徒 I 以外の女子生徒にも、当該生徒を装って、「[]」「[]」「[]」「[]」とか、「[]」などのダイレクトメッセージを送信した。

(7) また、関係生徒 D は、12月末から翌令和5年1月に、当該生徒を装って、Instagramのストーリーに、投票フォームとして「冬休みがあけたら、関係生徒 D をぼこしに行きます。どっちが勝つと思いますか」という文章とともに、「ぼく／あいつ」の2択で投票できるフォーマットを作成して流した。このような投票フォームは、同級生の中で何人かがその存在を認識した（なお、聴き取りに応じてくれた生徒の中には、この投票フォームは、学年みんなが知っていたはずだと述べる者もいた。）。認識した生徒らの間では、その投票フォームを作ったのは当該生徒ではないかと話題になった。そして、実際に、この投票フォームに投票した生徒たちがおり、関係生徒 D が勝つという投票結果であった。

その後、再び、関係生徒 D は、当該生徒を装った Instagram で、「あいつの身長と体重は○
○なので、僕の方が勝てます」というメッセージを流した。

令和5年1月はじめころ（3学期に入ってからすぐ）、当該生徒は、クラスメイトから、「関係生徒 D、倒すんやったら、はよしいや」などと言われた。別のクラスメイトからも、同様のことをいわれた。また、当該生徒は、1年2組の同級生からも（いずれも男子生徒）、「軽い炎上中だけど、大丈夫か」と言われたこともあった。

(8) 以上の(6)及び(7)に記載の、関係生徒 D による当該生徒を装った SNS 上での言動は、当該生徒をおとしめる強い意図があった。上記(3)の出来事で、関係生徒 D は自身の言い分が認められなかった。関係生徒 D は、これを逆恨みした。関係生徒 D は、当該生徒が、自身に歯向かってきたと誤認識した。関係生徒 D は、当該生徒をターゲットにし、徹底的に攻撃し、むしろ制裁を加えたいと考えるほどの強い感情を持ったと考えられる。この点、関係生徒 D は、上記(3)の出来事に関し、当該生徒から「変態」と言われたことから、変態というのはどういうことかを知らしめたかったから、上記(6)の行為をしたと述べている。しかしながら、当部会は、当該生徒が、上記(3)の時点で、関係生徒 D に対して「変態」と述べる動機が見当たらないと判断する。したがって、関係生徒 D の上記言い分は不自然である。また、百歩譲って仮に「変態」と言われたとしても、上記(4)から(7)までに見られる関係生徒 D の行為は、いずれも決して許されるものではない（いじめ防止法第4条参照）。

(9) また、そもそも、本事案は、関係生徒 D と当該生徒との関係だけの問題ではない。もともと、当該生徒は、関係生徒 A をはじめとして、複数の生徒から、からかわられていたのであり、

当該生徒が大人しく日本語で上手く自分の気持ちを表現できないことと相まって、クラスや学年の中では、軽く見られており、いじめられやすい生徒であると思われていた。当該生徒は、クラスの中では、孤立しがちであった。

上記(5)の12月25日の出来事は当該生徒の立ち位置を明らかにしている。当該生徒は、学年のグループLINEの中で、関係生徒A、関係生徒F、関係生徒H、関係生徒Dから攻撃されているが、当該生徒は、まさに孤軍奮闘の状態であり、このLINEの中でも（なお、やり取りが行われたのが、深夜であるため、他の生徒たちは、迷惑に感じていただろう。）、LINE外においても、当該生徒の弱い立場に理解を示した上で、当該生徒をフォローする生徒がいなかったことが特徴的である。

3 いじめの認定

以上から、当部会は、次の事実を「いじめ」であると認定する。以下は、いずれも中学1年生の出来事であり、12件のいじめがあったと認定した。

- (1) 1学期、クラスメイトの関係生徒Aが、当該生徒に対し、きつい言葉を複数回述べたこと。
たとえば、体育の授業中に、関係生徒Aは当該生徒に対して「はよ走れや」と厳しく命令口調で言っている。当該生徒は、担任に複数回相談していたのであり、心身の苦痛を感じているという要件にも該当する。
- (2) 1学期から2学期頃の出来事であるが、同じクラスの男子生徒らが、体育の授業が終わった後に遅れてついてくる当該生徒に対して、「早くしろよ」ときつく言ったこと。当該生徒は、きつい口調でこれを言われ、その当時の当該生徒のクラス内での立ち位置を考えると、心身の苦痛を感じたと考えるのが合理的である。
- (3) 2学期の合唱コンクールの練習の際に、当該生徒は、同級生から「女好き」とからかわれたこと。なお、この点、当該生徒によれば、「女好き」は関係生徒Dから言われたという認識である。
- (4) 11月14日ころ、関係生徒Dが、当該生徒のYouTubeをからかい、当該生徒をあおり、当該生徒を蹴ったこと。当該生徒は、関係生徒Dからのからかいを受けて怒って蹴り返しているのであるから、心身の苦痛を感じていたことは明らかである。
- (5) 11月18日、関係生徒Dは、当該生徒及び関係生徒Eらの3人のグループLINEに、関係生徒Eの招待で、入ったり抜けたりし、ある男性が威圧的にじっと見つめている写真を複数回送信する行為をしたこと（LINEグループの荒らし行為）。当該生徒は、このような関係生徒Dの言動に対して、“おまえを見ているぞ。許さない”というメッセージだと受け取っており、「心身の苦痛を感じている」という要件に該当する。
- (6)ア 12月25日、当該生徒も入っている学年のグループLINE（当時65名参加）で、関係生徒Aが、当該生徒を名指しでからかい、「底辺 YouTuber」「底辺やからできひんだけやろ多分」「配信」「火種〇〇やな」などと揶揄等したこと。
イ 関係生徒Fが、関係生徒H及び関係生徒DをグループLINEに参加させ、関係生徒Hや関係生徒Dによる当該生徒に対するからかい行為や攻撃的言動等を煽ったこと。
ウ 関係生徒Hが、当該生徒に対し、「手が滑った」などと言うなどして揶揄したこと。
エ 関係生徒Dが、当該生徒に対し、「黙れガチで」「〇〇黙れよ一回」（注：〇〇の部分は当

該生徒のフルネーム)「お前が反応するからこうなってんねん」「はよ抜けるw」「お前が一番だるいと思うで」「周りから見たら」と立て続けに述べ、当該生徒がグループ LINE からやむなく抜けることになったこと(なお、関係生徒 D が上記 LINE グループに入ってから、当該生徒が抜けるまで、わずか2分である。)

オ これらアからエまでの各行為は、グループに入っている他の生徒に認識される状況下で、明白に当該生徒を排除する行為である。そして、当該生徒が怒って上記グループ LINE から脱退したことから、「心身の苦痛を感じている」の要件に該当する。

(7)ア 12月から翌1月にかけて、関係生徒 D が、Instagram で、あたかも当該生徒が作成したかのような当該生徒の名前を彷彿とさせるアカウントを作った上で、女子生徒数名に対してダイレクトメッセージを送り、関係生徒 I に対して、「[]」などと脅迫的な言動をし、「[]…脅しとくね」「[]」「[]」「[]」という趣旨のダイレクトメッセージを送り、さらに、[]を関係生徒 I に送信して、これらを関係生徒 I に当該生徒が送っていると思わせたこと。

イ これ以外にも、関係生徒 D が、当該生徒を装って、関係生徒 I に対して、[]を数枚送信したこと。これについても、当該生徒が送っていると思わせたこと。

ウ また、関係生徒 D が、関係生徒 I 以外の女子生徒にも、当該生徒を装って、「[]」「[]」「[]」とか、「[]」などのダイレクトメッセージを送信したこと。これについても、当該生徒が送信していると思わせたこと。

エ これらアからウまでの各行為に関し、当該生徒は、同級生のある女子生徒から問われたのちに、「死んで来る」と述べ、また、当該校に通えなくなっており、強く深く耐え難い心身の苦痛を感じた。

4 いじめの認定のまとめ

当該生徒に対するいじめは、上記3で認定のとおりである。最終的には、当該生徒は、関係生徒 D による Instagram でのなりすまし被害を受け、わいせつ写真等を送った加害者に仕立て上げられ、実際に「死にたい」と思うまで精神的に追い込まれた(また、当該生徒は、その後通院し PTSD の診断を受けた。)。したがって、本事案は、心身に重大な被害が生じた事案である(いじめ防止法28条1項1号参照)。

当該生徒に対するいじめは、中学1年生の1年を通じて深刻化したと言える。すなわち、中学1年生の1学期の当初、当該生徒は、一部の生徒から厳しい言葉を浴びせられ、からかわれるといういじめを受けた。陰では、当該生徒のことを「くさい」とか、当該生徒の机に座ることが「最悪」であるなどという悪口が言われており、当該生徒を、孤立化させる言動が行われていた。清掃の時間に当該生徒の椅子だけが元に戻されないという出来事があったが、これも、当該生徒を孤立化させる行為である。

中学1年生の11月に、関係生徒 D により、当該生徒がからかわれて蹴られるといういじめが起こった。この行為は、周囲の生徒たちは気づいていたはずであり、いわゆる傍観者であった。この出来事は、関係生徒 D による当該生徒に対する加害という捉えだけでは足りず、いわ

ゆるいじめの4層構造によって捉えることができる。すなわち、関係生徒Dをいじめる側、当該生徒をいじめられる側、それ以外の周囲の生徒を傍観者とする構図である。関係生徒Dは、当該生徒のことをもともと下に見ており、当該生徒のことをからかっても構わない相手であると思っていた。しかし、当該生徒から蹴り返され、しかも、その後、教員らに自分の言い分が認めてもらえなかったことによって、当該生徒のことを逆恨みした。関係生徒Dからすると、当該生徒からの反抗は、自身のプライド（あるいは、支配欲）を傷つけられる出来事であったと考えられる。

これが、その後の関係生徒Dによる当該生徒に対するより厳しいいじめ行為を誘発し、上述のなりすましによるわいせつな言動やわいせつ写真の送信行為等に発展するのである。

他方で、12月25日には、当該生徒は、学年のグループLINEで、関係生徒A、関係生徒F、関係生徒H及び関係生徒Dから、からかわれ、非難されるといいうじめを受けている。上述のとおり、当該生徒は、このグループLINEから脱退したが、ここでのいじめは、当該生徒をまさに排除するいじめである。ここでも、関係生徒A、関係生徒H及び関係生徒Dをいじめる側、当該生徒をいじめられる側、関係生徒Fをいじめる側あるいは観衆、その他の生徒を傍観者とする、いじめの4層構造が成立している。また、中井のいじめの3段階理論で考えても、当該生徒を明らかに孤立化させるいじめである。このように、当該生徒に強い心身の苦痛を及ぼしたと考えられる。

なお、当該生徒は外国籍である。これは、本件のいじめが、外国籍の子どもに対する差別にも該当することを意味する。当該生徒は、当時、日本語が堪能ではなく、その大人しい性格もあって、周囲の生徒からのからかいや厳しい言動に対して、適切な形で反論するすべを有していなかった。社会モデルアプローチ（障がいの社会モデル）から考えると、構造的に、当時当該生徒が過ごした学校は、当該生徒の気持ちが抑圧される傾向にあったと言い換えることができる。本件では、当該生徒に対するいじめは、起こるべくして起こったと考えられる。

第6 当該校の課題と提言

1 当該校の課題

(1) なりすまし事案発覚時の学校対応について

本事案の第一の問題点は、いじめかつ性暴力であるという認識の不足である。それは、初期対応の不手際へとつながり、性暴力が与える精神的ダメージへの理解と対処が遅れたといえる。事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始すべき事案である（いじめ防止法23条参照）。当該生徒は、1月14日（土）の午前中に友人からの連絡で、なりすましをされていることを知った。大きな衝撃を受け、「死んでくる」と母に告げているとおおり、死にたい程の苦痛を味わわされていることは想像に難くない。そして、同様に、母も当該生徒の自死の可能性を考え、頭が真っ白になり、まずは当該生徒の安否確認に動いた。当該生徒の父や友人らの協力を得て安否を確認し、その後、友人から情報を得て事実確認に努めた。その日の晩に、当該生徒になりすましたアカウントから女子生徒へわいせつな写真を送っていることも把握した。土曜日と翌日の日曜日に警察へ出向き、証拠が消される前に証拠を押さえることも検討した。つまり、当該生徒とその家族は、週末の2日間、生きた心地のしない時間を過ごした。性暴力を含むなりすましという精神的に大きな打撃を受ける性暴力被害にさらされ、同時に事実確認のために関係生徒Dの母へ直接連絡を入れる、警察署へ赴くといった行動を起こした。関係生徒Dの母との会話から、11月の暴力事件に関する話を初めて認識した。また警察へ出向くも、軽く処理され、警察への不信感を強めた。月曜日の朝8時に学校へ出向いたことからわかるように、母が非常に困難な思いを抱えていたことは明らかである。教員らは、当該生徒の母がこの時点で非常に興奮していたと述べたが、なりすましそのものとそれに付随するこれらの事象が生じていたことを考えれば、母の気が高ぶることは当然である。学校側は、まずは事実確認に努めると伝えるが、それよりもまずこの2日間、当該生徒とその家族がどれ程辛い思いや、ショックや混乱、恥、怒りといった気持ちに苛まれていたことを慮り、共感することが重要であった。母の友人以外に、共感を持って対応した教員がいなかったことが非常に残念である。こうした共感の不足が、さらなる学校への不信感へとつながっていったと考えられる。教員への聴き取りの結果、この時点において、当該生徒本人の気持ちを守ろうと考えていた教員は1名だけであった。その上で、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、母の申告の段階で基本的には重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始すべきであった。

さらに、1月16日（月）の昼には、関係生徒Dの母から学校へ電話があり、教頭が家庭訪問を行った。その際に、関係生徒D自身の口から「なりすましを行った」と教頭へ伝えた。この時点で、学校側は写真をしっかり確認するべきであったが、それをしていない。不快な感情を抱いた女子生徒らが、それらのわいせつな写真を削除したことは理解可能である。つまり、これらの写真については、写真を送られた女子生徒とその保護者以外に確認をした者はいなかった。事実の確認、証拠保全という意識が欠如していたといえる。さらにいえば、1月15日（日）の時点すでに関係生徒Dは、なりすましアカウントを削除した。関係生徒Dとしては、当該生徒の母と関係生徒Dの母が、電話で話をしている様子を見て、2つ作成したなりすまし

アカウントのうち、ひとつは削除をし、もう1つは名前の変更をした（その後、名前を変更したアカウントについても削除した。）。なお、当該生徒の母は、この後に、関係生徒Dが、3つ目のなりすましアカウントを新たに作成したと認識している。このように、SNSやデジタル写真といった証拠の保全は、簡単に消去できる性質上、意識して確認をしないと難しい。関係生徒Dが証拠を消去した結果、当該生徒の母が「証拠が隠滅された」と不信に思うのも当然である。

1月16日（月）の16時頃の家庭訪問の際には、関係生徒D自身がなりすましを行ったことを語っていたにもかかわらず、当該生徒の母に伝わったのは、翌1月17日（火）であった。

このように、なりすまし事案発覚直後に当該生徒とその保護者の気持ちに寄り添っている学校関係者が存在したとは言い難く、事実確認と証拠保全の意識の欠如と、保護者への連絡の遅さといったその初動の不手際により、保護者の不信感が増大し、その後も学校への不信感が続くこととなったといえる。すでに噂が流れていたことも性暴力被害の二次被害であるという認識も薄かった。

(2) 性暴力に対する学校と関連機関からの指導について

本事案に特異なのは、2つの行為から成り立っている点である。1つはSNSを使ったなりすましという不適切なSNSの使用という側面、1つはわいせつな写真を女子生徒に送ったという性暴力という側面である。後者の性暴力が本事案においては特に重要であると思われる。思春期の性暴力については、きちんと指導されないと繰り返すということが指摘されているが、学校側は、サポートセンターが指導してくれなかったということで、性暴力に対する指導をきちんと行っていない。このことから、サポートセンターとの連携を含め、関係機関をうまく活用できていないといえる。

1月24日に警察からの指導があり、学校関係者と関係生徒D、保護者が警察へ出向くことに備え、学校は、警察に対し、Instagramにて、他の生徒になりすまし、複数人の同級生にダイレクトメッセージが送られていること及びそのうち1名の女子生徒に対して、性的な内容のメッセージが送られていることを事前に伝えていた。ただし、具体的なダイレクトメッセージの内容やわいせつな写真が送られていたことについて、警察に伝えていたかは定かではない。というのも、学校側も証拠である写真を入手しておらず、加害者と加害者から写真を送られた女子生徒のみが事実を知っている状況であった。そのような状況で、警察側も、どの程度事実に基づいて指導をできていたのであろうかという疑問が沸く。

学校側は、「なりすましは犯罪であること」「これからの加害生徒の生き方について」「そういう罪を犯したら次はどうなるか」「これからどうしていききたいか」といった内容を、警察から加害生徒へ話してもらおうよう伝え、関係生徒Dの保護者にも警察から本人へ指導をしてもらうよう依頼した。しかし、その後、警察が、関係生徒Dに対し、具体的にどのような話や指導をしたかについて、当該校は把握をしていない。おそらく見守りの必要性は伝わったであろうという理解であった。警察からの話を受けて、関係生徒Dとその保護者は本件をどのように理解したか、受け止めたであろうか。ここに目を向けないことには、今後の学校での指導方針を考慮したり、本当の意味での加害をした生徒自身の反省を促すことへは繋がらない。ある意味警察任せであったといえよう。

警察は、継続的な指導の必要性があると考え、関係生徒Dと保護者へサポートセンターを紹介

介した。同センターのスタッフは、今回は事件にはなっていないと言いながらも、継続的な面接を勧めた。学校担当者は、過去の非行傾向のある生徒と同センターとの関わりから、学校関係者が思っている以上の対応やケアをしてもらえたという経験があったことから、同センターの職員を信頼していた。今回も、継続的な支援によって関係生徒 D が前向きに変わっていったらいいのではないかという思いを持っていた。しかし、結果的には指導は保護者の希望により 1 回のみで終了した。保護者は、サポートセンターの方から対応終了を告げられたと考えたようである。

また、学校側の性暴力という問題の重大性に対する認識が不十分である。関係生徒 D が、何故、そのような行為をしたのか、その背後にあるのは何か、今後そのようにしないためにはどうすればいいのか、これらの点について当該校は指導することを諦めてしまったように思われる。サポートセンターからの指導がないことが分かった後に、校長、教頭（管理職）が、性暴力に関して、指導方針を打ち出すべきであった。ところが、当該校はこのような指導方針を検討できていない。この点、当該校は、関係生徒 D が学校に来ていなかったから、指導ができなかったという見解であるが、それならば、関係生徒 D の家庭訪問をする、オンラインで指導する等、いろいろ工夫ができたはずである。

管理職が、関係生徒 D に対する見立てを共有し、今後の指導の方向性を示していないことが、関係生徒 D の罪の受け止めのありように影響を与えていると言えるだろう。1月16日、17日に管理職が関係生徒 D と直接話をし、謝罪文を書かせた。本謝罪文においても、被害生徒側に非があると認識し、相手にきちんと謝罪せず、自分自身の行為への重大性を認識できていない。その後、女子生徒への謝罪の場を経て、関係生徒 D は、2月6日にサポートセンターへ出向き、同所にて指導がなされた。その後、学年の教員から4月頃にも2、3回の指導は行われたとされているが、その指導内容は不明である。5月1日に大阪市スクールロイヤーチームである SSET（School Support Expert Team）が学校を訪問した際に「学校は早急に関係生徒 D の別室登校に向けて動く必要がある。本事案について、学年教職員と話をすること、指導を受けることが一度もないまま現在に至っている。まずは、『指導のための別室登校』を始め、本事案について学年教職員が指導し、反省を確認しなければならない」との指摘を受けている。このことから、少なくとも、学校は、関係生徒 D に対し、SSET からの指摘がなされるまでの間、「指導のための別室登校」が実現できていなかったと言える。SSET の指摘のとおり、性暴力行為であるなりすましに対する関係生徒 D への指導がこれほどの期間なされなかったことは、関係生徒 D が自分自身の行為を軽く受け止めることにつながった。

関係生徒 D は、自分のやったことを認めた後でも、友人の LINE グループで、なりすましの犯人は自分ではなく、当該生徒が自身を陥れるための策略であると言ったり、ネット上で当該生徒を「〇〇人」と差別するメッセージを発信したりしており、自らの性暴力に対する反省がみられない。当該校による指導が不十分であったことが原因であると考えられる。

(3) 関係生徒 D の名前を生徒向けに明らかにしないことについて

当該校は、教育的配慮のため関係生徒 D の名前を生徒向けには明らかにしないとしている。しかし、関係生徒 D の名前を明らかにしなかったことによって、不安定になったり、困惑している生徒達が少なからずいた。また、当該生徒が一部で犯人扱いされていて、それでいいのかと葛藤している生徒もいた。当該校は、なりすましの事実を、周囲の生徒へ適切に伝える必要

があった。当該生徒が受けた心の傷を考えると、事実を粛々と伝えないことには、当該生徒の当該校への不信感は消失しないし、名誉も回復できない。こうした不信感が基盤にある場合、なりすましが発覚した後、教員らが家庭訪問や個別の授業指導などを丁寧にしたところで、残念ながら効果が得られないと考えられる。

さらに、名前が明らかにされないことによって、関係生徒 D 自身が、やったことを認めた後でも、自分がやったのではないと主張したり、当該生徒を責めるような発言をしている。教育的配慮を持って関係生徒 D の氏名を明らかにしなかったことが、関係生徒 D の反省を促さないことにつながってしまったと言える。

(4) なりすまし以前のいじめあるいはいじめに類する行為に関して

当該生徒に対しては、本事案が起こる以前より、掃除の際に当該生徒の椅子だけを片づけないという扱い、体育の授業中の「はよ走れや」といった声がけ、「底辺 YouTuber」といった動画へのからかい、同級生が当該生徒に関わらないようにするという扱いなど、当該生徒を軽んじる発言や行動が日常的に生じていた。それらの対応の一因として外国籍の生徒への差別の問題があるように思われる。学校には多文化共生の教育・制度はあるが、実質的に当該校ではそれは機能していなかったようである。上記椅子の件では、同級の生徒が指摘をし、担任に報告をしているにも関わらず、関係している生徒たちの行動は変わらず続いていた。担任はそれにきちんと対処しなかったと考えられる。担任は、当該生徒がいじめられる下地をそのまま放置してしまっただけと言えよう。クラス、学年の全体あるいは一部に当該生徒を嫌がる様子があり、その流れに乗って、関係生徒 D も当該生徒をいじめたと言ってよい。

(5) 11月14日の関係生徒 D からの暴力事件について

11月14日、関係生徒 D は当該生徒に対して暴力を伴ういじめをした。これに関し、各担任が当日に聴き取りを行うも、互いの主張がかみ合わないままであった。しかし当該生徒の衣服に、足形がついていたことを鑑みれば、教員らから見ても、関係生徒 D が少なくとも1発は蹴りを入れた事実は明らかであるはずである。この点、当該生徒は、「思いっきり一発蹴られた」と、すぐに担任に伝えている。本件発生後、当該生徒の心身に不調が出ていた。恐怖心だけでなく、屈辱感を感じ、怒りや傷つき、誰も理解してくれないといった失望感や孤独感が強まったであろう。明らかな理由もなく他者から暴行を受けることの心身へのダメージについて理解する必要がある。

また、それぞれの担任が聴き取りを行い、対応を示した結果が、お互いに距離を取ることであった。当該生徒の担任は、本件発生時、蹴られていることは重大なことと考えつつ、当該生徒の母には、直ちには報告をしていない。当該校の認識によれば、翌月の学期末の懇談の際に、当該生徒の母より、当該トラブルについて話が出され、当該生徒の担任は、すぐに報告をしなかったことを当該生徒の母に謝罪したとされている。他方で、当該生徒の母によれば、学期末懇談の際にも、当該トラブルに関する報告を受けた認識はない。

当該生徒が心身の不調をきたしたことも考えれば、心身に影響を及ぼす暴力的な出来事であったという認識が、当該校には、足りていなかったと言える。

(6) 当該生徒及び保護者への寄り添い方について

「生徒指導提要改訂版(2022)」には、「いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生

を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下のような点に留意することが必要です。・『誰も助けてくれない』という無力感を取り払うこと・いじめに立ち向かう支援者として『必ず守る』という決意を伝えること・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと・『辛さや願いを語る』ことができる安心感のある関係をつくること」と記載されている。また、大阪市いじめ対策基本方針では、「被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする」とあり、「本市におけるいじめ事案への対応については、被害児童生徒及びその保護者の要望・意見を聴取し、最大限尊重するものとする。」とある。また、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 2017（令和6年8月改訂前のもの））においても、「被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。」と記載されている。つまり、当該生徒だけでなく、保護者もまた、いじめ被害に苦しむ存在であるという認識が必要であり、当該生徒だけでなく、保護者にもきちんと寄り添う必要性が述べられている。

しかし、本事案では、担任を中心とした当該生徒及び保護者を取り巻く教員がどれだけこのような対応ができたであろうか。

まず当該生徒に関しては、わいせつな写真を送ったと濡れ衣をきせられた当該生徒が、女子生徒らからひそひそと噂をされていると感じ、とても教室にいられないと考えるのは当然である。担任も、そのようなクラスの状況は、当該生徒が非常に恐怖を感じるであろうと理解していたにもかかわらず、当該生徒の不安を払拭できるような動きは取らず、受け身的な姿勢に終始した。それまで学校生活上の辛いことにも耐えて過ごしていた当該生徒の心は、ここで完全に限界を迎え、数日後よりほとんど登校できなくなっている。

また担任は、本事案が起こった年の年度末のクラスの寄せ書きに当該生徒が今年1年を表す言葉として「悲（なりすましなどがあったからです）」と書いた隣に、担任が「こうしてみると一人一人が何を大切にしているかのかもよく分かって本当にニコニコ」とコメントしている。これは担任が当該生徒の気持ちに寄り添えていないことを端的に表している。

担任は事案発覚後、当該生徒が学校へ来られなくなってから、週1回は必ず家庭訪問していたと言っているが、一方で「お母さんからの要望も特になかった」と述べている。他方で、当該生徒の母は、「担任に進学のことを相談しようとしたのに、聞いてくれない。教育委員会に話したら、担任はパンフレットを送ってきた。バカにしている。」と述べたり、「1年の3学期もプリント持ってきてくれない。・・・期末試験のこと連絡がない。」などと述べており、両者の認識には齟齬がある。担任は保護者の気持ちに寄り添うことができなかったため、このような事態が生じたと考えられる。そのため、担任と当該生徒及び当該生徒保護者との間に十分な信頼関係が築かれなかった。担任による家庭訪問は、当該生徒にとっても保護者にとっても意味のある支援（＝当該生徒側のニーズを踏まえた支援）になっていなかった。また、当該生徒が、当該校に安心して来られる場づくりが十分でなかったと考えられる。当該校に対する安心感が持てなかったため、当該生徒は当該校に通えなくなったとも言える。

また、管理職を含めた学校側は、いじめが原因で不登校になった当該生徒に対して、具体的な対応策を考えていない。いじめ対策委員会を開いて、当該生徒が不登校を克服できるような積極的な本人への働きかけ、心のケア等について検討するということがなされていない。学校

側は、受け身的な対応に終始し、当該生徒及び保護者に積極的に寄り添うことができていなかったということができよう。特に本件は、性暴力被害を受けたことが原因となり、不登校となっている。そのような場合、被害を受ける現場となった学校へ再度登校することには、非常に高い心理的ハードルが生じることは容易に想像される。それゆえに、当該生徒が再度安心して学校に通うことができるためには、より積極的な働きかけや配慮を要する。そして、その働きかけや配慮は、当該生徒がどのような支援を必要としているのか、適切に把握するところから始まる。そのために、まずは、当該生徒が、どのような点に不安を感じ、どのようなサポートを求めているのかを、学校側に伝えることができる環境を整えることが必須である（子どもの権利条約12条参照）。単に、子どもから意向を伝えられるのを受け身的に待つだけでは、不十分である。具体的には、子どもが適切に自己の意見を表明するためには、安心して意見を表明することができる環境を整える必要がある。本件においても、当該生徒が、安心して自分の思いや考えを伝えることができる環境をまず整える必要があった。具体的には、当該生徒が最も信頼し、安心して話をするすることができる教員（本件では学年主任であった）が、中心的にかつ、継続的に当該生徒との接触の窓口となるべきであった。当該生徒は、本件事件があった後も、仲の良い友人やお世話になった先生がいる当該校に通うことを希望していた。しかし、当該生徒にとって、当該校が、安心できる場所に戻ることがなかったことから、再度学校に通うことができず、やむなく転校するに至った。いじめや性暴力の被害にあったことが原因で不登校となった生徒が、再度安心して学校に通うことができる環境を整えることは、何よりも重要である。そうでなければ、被害を受けた生徒が、それまで交友関係を築けていた環境を手放し、転校をせざるを得なくなってしまう。それを避けるために、被害を受けた当該生徒や保護者が、再度学校が安心できる場所と感ずることができるよう、その不安を受け止めるための環境づくりを積極的に行うことが必要であった。

【参考文献】

文部科学省（2022）「生徒指導提要改訂版」。

文部科学省（2017）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」。

(7) 性暴力の背景にあるものに対する理解について

文部科学省の「いじめ対策Q&A」の「8（Q10）いじめた子どもへの対応」には、「加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としている」のだから、「頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行うだけでは解決になりません。」と記されている。蹴った理由、なりすましをしようとした理由を明らかにするだけでなく、また、表面上の謝罪の気持ちが反省文に書かれることを望むだけではなく、背景にある事情や感情、心の動きに目を向ける必要がある。なりすましをただけではなく、何故性暴力を起こしてしまったのか、その背景にある理由を検討するのでなければ本事案をきちんと検討したことにはならない。

思春期の子どもの心は、未成熟であり葛藤の大きいものである。特に異性に対する意識が鋭敏になる時期でもある。多くの生徒が証言したとおり、関係生徒Dは「女子が嫌い」と日頃から公言していた。関係生徒Dは、女子生徒への苦手意識が顕著であり、女子生徒とはほとんど関わっていなかったようである。関係生徒Dは「女の子が好きみたいな人」を変態と考えてい

たが、これは女性へ近づきたいけれどもうまく近づけない関係生徒 D の反動的な気持ちの表れだと言えるだろう。異性と接触したい気持ちや注意を向けられたい気持ちと異性への反発というアンビバレントな感情が、異性にわいせつな写真を送るといった逸脱した行為で行動化してしまっただと考えられる。

天羽 (2011) では、思春期の性的逸脱について、「うつや孤独、自暴自棄や強迫性といったネガティブな感情や態度から免れるために性的逸脱を行う」とされている。福永 (2003) は、性的逸脱行為を行う生徒の特徴として以下のもの等を挙げている。「自己存在感や自己価値観が実感されていない」「人に対する信頼感を失っている」「将来への明るい見通しがもてず、自暴自棄になっている」「善悪の判断が未熟である」「自己抑制力が貧困である」「日常生活において孤独感・疎外感を実感している」などである。また、樋口 (1976) は、性的逸脱行為をする思春期の子どものほとんどが「家庭、学校、職場などで安定した自己の座をもっていない」としている。以上のことから分かるように、関係生徒 D は、確かな自己存在感や自己価値観を持てずにいたと思われる。反省文の中でも関係生徒 D は、「したらダメな事と分かったが、やりだしたら止まらなくて、何でも自分のせいになるならどうなってもいいと思うこともあった」と書いており、自暴自棄になっていたようにも読める。関係生徒 D がなぜ、確かな自己存在感や自己価値観を持てなかったのかは、本調査では明らかにできないが、ネガティブな自己感が性暴力を引き起こしたことは確かであろう。本事案では、そこを踏まえた上での関係生徒 D の指導が必要であったと考えられる。

【参考文献】

天羽薫 (2011) 『『思春期の性的逸脱』について』精神科治療学 26 (6), 755-761.

樋口幸吉 (1976) 「性的逸脱行動」教育と医学 24 (3), 270-275.

福永博文 (2003) 「思春期問題の構造的理解と対応—不登校、暴力、性的逸脱行為を中心に—」浜松短期大学研究論集 60, 175-200.

(8) トラブルを把握した後の対処方法について

当該校は、当該生徒と関係生徒 A との間で、トラブルがあった時に、お互い距離を取るよう指導をした。さらに、11月に当該生徒と関係生徒 D との間でトラブルがあった際にも、お互いに距離を取るようという指導を行っている。

場面によっては、「距離を取る」という指導方法も適切である場面があることは否定しない。しかし、生徒同士の関係性を適切に把握した上での指導でない場合には、場合によっては、片方の生徒を孤立させることに繋がる危険がある。

「お互いに距離を取る」という指導は、同等な立場関係にあることを前提としなければならない。しかし例えば、クラスの中心人物となっている子と対立した場合、双方に対し、距離を置くようにとの指導したとき、片方が、クラスの中心人物から距離を置かれることで、その中心人物の周囲の生徒との関係も変わりうる。受け止め方によっては、クラス内にて孤立をする可能性も孕んでいる。指導によって、却って、いじめを助長するような状況となる危険があることを意識する必要がある、必ずしも「お互いに距離を取る」という指導が妥当とは限らない。

また、いじめや暴力の被害を受けた側は、必然的に弱い立場に追いやられる。そのようないじめの加害側と被害側に対して、「お互いに距離を取る」という指導は不適切である。

本件において、当該生徒と関係生徒 A との関係、当該生徒と関係生徒 D との関係は、クラス内での立ち位置を考えると、明らかに同等な関係性ではなかった。関係生徒 A との関係において、当該生徒は、強い言葉を投げつけられることが多く、被害者の立場であった。関係生徒 D とのトラブルにおける関係においても、当該校は、事実関係が相互に言い分が異なることから、経緯が明らかでないとしたが、上記第 4 の 7 に記載したとおり、関係生徒 D が当該生徒を茶化す意図で先に絡み始め、当該生徒を蹴ったと認定できる。関係生徒 D と当該生徒との関係は、当該生徒が被害者側の立場であった（少なくとも当該校も、当時詳細な経過までは把握ができていなかったとしても、関係生徒 D が当該生徒を茶化す意図で、当該生徒の YouTube のアカウント名を呼んでいたことや関係生徒 D が当該生徒を蹴ったことは把握している。これらの事実だけでも、当該生徒と関係生徒 D との関係性で、被害側がどちらであるかは十分に判断できる）。

そのような関係性である本件において、1年の間に少なくとも2回、当該生徒は、クラスの中心人物となり得る生徒から、いじめ被害を受けたにもかかわらず、当該校は、「お互いに距離を置くように」との指導を行っている。このような指導が、当該生徒をクラスまたは学年の中で、「距離を置いてもよい存在」との認識を与えた可能性は十分に考えられる。そして、このような指導では、当該生徒の被害者の立場からの回復にはならず、むしろ、当該生徒に対する二次被害を及ぼすことになりうる。

(9) いじめをした生徒に対する指導に課題があった

ア 関係生徒 D は、SNS でのなりすましが発覚した当初は、自身が当該生徒を装って、女子生徒らに対して、わいせつ写真やわいせつな言動をしたことを認めていた。関係生徒 D は、当該校に、なりすまし発覚後の1月16日から2月20日まで当該校を欠席し、以後2月21日、3月1日、2日、3日、9日は別室登校をし、これ以外は欠席した。また、4月は、4日、18日、27日、28日に別室登校をしたものの12日間は欠席している。

もっとも、関係生徒 D は、登校しにくい状況が長期化する中で、なりすましをしたのは自分ではないなどの思いを強くし、SNS の中で、当該校が、〇〇人（注：当該生徒の国籍）にビビっている、当該生徒側が裏で俺のことを言っているのならば、俺も言っているはずである、自分が学校にいけない理由は、〇〇人が先生に「学校来させないでください」と言って先生がビビっているからであるなどつつづいた。

また、関係生徒 D は、11月14日ころの当該生徒とのトラブルに関し、「当該生徒から『変態』と言われ、当該生徒から蹴ってきたことから、蹴り返した」と述べているが、この認識は、当部会による調査時点でも変わっていない。

この点、当該校では、関係生徒 D に対して別室指導を展開することで関係生徒 D に内省を促すつもりであった。当該校としては、関係生徒 D がきちんと内省を深め当該生徒に対する謝罪の気持ちが真摯な状態に至ったと判断したら、関係生徒 D から当該生徒に対して謝罪する機会を設け、それが終わったら別室指導を解除する方針であった。しかし、関係生徒 D は、このような当該校の意図にかかわらず、上述のとおり、逆に、当該生徒にも非があったという考えを深め、他責的思考を強化していった。

なお、当該校は、関係生徒 D に対する指導については、当初、サポートセンター（大阪府警と連携した組織）に委ねるつもりであったが、関係生徒 D 側が、同センターに通うことを拒否したことから、同センターによる指導は継続されなかった。

イ いじめをした生徒に対する指導に関しては、そのいじめの内容や態様、程度、いじめが行われた時期や期間、いじめられた生徒にどの程度の心身の苦痛を及ぼしたか、そのいじめが他の生徒たちにどのような影響を及ぼしたか、いじめの四層構造の視点から、いじめが行われた当時において、観衆や傍観者の役割をした生徒が誰であったのかなどを総合考慮し、どのような指導を展開していくのが効果的かを、いじめをした生徒の思考パターン（和久田のシンキングエラーの観点は参考になる）を踏まえながら、個別指導の枠組みの中で実践されなければならない。

そして、いじめをした生徒に対する指導を実践する上で、次の視点も参考にされるべきである。山本奨（2023）『『いじめ』の視点で要支援者を発見する』（教育と医学，2023年11・12月号）は、いじめを、排斥、揶揄、攻撃、激励の4つの類型に分類した上で、次のとおり指摘している。

（ア）排斥

排斥は人権侵害です。いじめ防止法の目的は、その第1条に述べられるとおり教育を受ける権利を守ることにあります。排斥はこれを侵すものです。「殺す」などの脅しや理不尽な強要などがあれば、それは犯罪でもあります。行動を修正しなければならないのは加害者であり、被害者は徹底して守られる必要があります。被害者自身が工夫したり努力したりすることは基本的にはありません。ここでの被害者からの申告は訴えであり相談ではありません。これを相談だと考えてしまうと支援者は「一緒に考えましょう」と声を掛けてしまいます。

しかし、これは対策を講じなければならない事態であり、傾聴し共に考えるだけで用をなすわけではありません。解決の責任は大人にあります。支援者が「相談に乗る」という姿勢を強く押し出すと、自らの努力不足を指摘されているように思い被害者は絶望します。解決への見通しが提供されなければ、自死への危機が高まることとなります。

（イ）揶揄

揶揄も、しばしば人権侵害です。法の目的の一つに子どもの尊厳の保持がありますが、この揶揄は個人の価値を否定するものです。行動の修正が求められるのは、ここでも加害者です。先述のとおりこれに傷つけられる人が多いにもかかわらず、攻撃性があいまいだと受け取られ、誤って「いじめではない」と扱われることが多いのも事実です。この場合、支援者からも見捨てられたこととなり、被害者は孤立感を深めることとなります。さらに、居場所を奪われた被害者は、発言者だけではなく周囲のすべての子どもたちとのつながりも奪われたように思えてしまいます。そして無視のような受動攻撃性のいじめに発展するのです。

（ウ）攻撃

学校教育の中で生じる攻撃の多くは、加害者側又は相互の人間関係を保持する能力の不足から生じます。「言いすぎてしまい相手を傷つける」のはその典型であり、文部科学省は、このようないじめは「社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する

場合、しばしば発生するもの」だとしています。行動や認知の修正に関する要支援者には、加害者だけでなく、ときにコミュニケーション能力の課題から被害者も含まれます。双方に言い分があるのが普通で、支援者側の価値観や思い込みによる無理解は、いずれの側にも疎外感を生じさせる可能性があり、危機事態を招きます。また、攻撃の中には、大人の介入を必要とせず児童生徒だけで解決に至るものやそれが成長に資する場合があります。しかし、それに期待し油断してはなりません。そこには、人権を侵害し重大事態に至るものも含まれているからです。

(エ) 激励

行為からの「どんまい」に苦痛を感じる事案について、「行為者に悪意はなかったのだからいじめではない」としてしまうと、見つけられたはずの要支援者を見逃すこととなります。この場合の要支援者は被害者であり、その認知の修正を目標に介入します。そこには「周囲は自分の気持ちにもっと配慮した声かけをするべきだ」のように「べき」の思考を強くしている児童生徒が多く含まれます。現実の世の中は、小さい頃に大人が教えてくれたような正しく優しい完璧な世界ではありません。「べき」と現実の擦り合わせに失敗しがちな子どもは、葛藤の処理も上手ではありません。いじめという枠組みで捉えることにより、このタイプの自死の高リスク者を発見できるのです。その一方、好意から行った行為がいじめと認定された理不尽さに苦しむ加害者がいるのも現実です。

ウ 本件で当該生徒に対して行われたいじめは、「排斥」「揶揄」「攻撃」の要素が見て取れ、特に SNS を用いたなりすましによるいじめは、当該生徒を無力化して、学校から「排斥」する行為そのものである。当該生徒の人格を踏みにじるものであり、当該生徒に対する極めて重大な人権侵害であるというほかない。関係生徒 D は、当該生徒が周囲の生徒から「変態」と思われることを認識し容認し、かつ、当該生徒に対する極めて強い害意があったと言える。

とすれば、関係生徒 D に対する指導方針は、「行動を修正しなければならないのは加害者である関係生徒 D であり、被害者である当該生徒は徹底して守られる必要がある」というものになる。そして、関係生徒 D は、「当該生徒に非がある、当該生徒からされなければ、自分はやりかえさなかった」という明らかなシンキングエラーを起こしている。このような考え方は、「やられたらやり返す」というものであるが、日本の法律は、私的制裁は許容していない。このような考え方は法秩序を乱してよいという思考であり、修正が図られる必要性が高い。

このように考えると、関係生徒 D に対する指導方針としては、一定程度懲罰的となる必要があり（法規範の枠組みを意識させる必要があり）、他方で、そのシンキングエラーを修正するための支援や働きかけをし、その先に、当該生徒に対する謝罪の機会を設けるという展開を想定すべきことになる。

エ これに対し、当該校の関係生徒 D に対する指導は以下の点で問題があった。

- ① 関係生徒 D に対する指導展開につきどのように進めていくべきかについて、いじめ防止等対策組織で議論された形跡が窺われない。上記方針からすると、関係生徒 D に対して懲罰的な枠を設定しつつも、他方で、関係生徒 D に対する心理教育的アプローチを講じていくことになる。これらを実践するためには、教員らの間で、上記方針を共通認識としてもちつつも、役割分担をする必要がある。その際、スクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカーなどのような専門職からも助言を得る必要がある。また、サポートセンターに対して、職員の当該校への派遣を求め、その職員にも、いじめ防止等対策組織に参画してもらう必要がある。

このようにして、それぞれの役割を確認した上で、関係生徒 D に対する個別指導を展開するべきであった。

- ② 当該校では、関係生徒 D に対して別室指導を実施する時点で、上記方針を関係生徒 D に対して明示するべきであったのに、これをしていない。別室指導を始めるにあたって、当該校としては、関係生徒 D に対して、シンキングエラーが見られることを明確に伝えるべきであった。また、関係生徒 D に対して、自身の行動を振り返ってもらい、その行動が、誰に（当該生徒に、女子生徒に、周囲の生徒に、当該生徒の保護者に、関係生徒 D の保護者に）どのような影響を及ぼしたかをきちんと考えさせる必要がある。そして、別室指導を解除するための目安もあらかじめ説明しておくべきであった。

別室指導中は、学習保障をしつつも、関係生徒 D には、これら振り返りの作業を実施することを伝え、「被害者である当該生徒は徹底して守られる」という方針が揺るがないようにする必要がある。

- ③ 本事案では、関係生徒 D の母が、関係生徒 D を学校に通わせず、別室指導が続くことを非難する言動をした。これは、当該校の関係生徒 D の保護者に対する説明が足りなかったことに起因すると考えられる。関係生徒 D の保護者に対しては、事の重大性を説明し、当該校の上記方針や別室指導中の対応や展開を何度でも丁寧に説明しておくべきであった。この説明の際に、警察官ないしサポートセンターの職員に同席してもらうことも検討するべきである。

- ④ さらに、関係生徒 D から当該生徒に対して謝罪をするにしても、本事案の重大性に鑑みると、当該生徒は謝罪を受けたとしてもその後も心身の苦痛は根深く継続することを想定しておく必要がある。言い換えると、謝罪があったとしても、解決とはならない事案であるという見立てが必要であり、そうだとすると、本事案において、関係生徒 D から当該生徒に対する謝罪の場というのは、当該生徒がその謝罪を望むかどうかという点を基準として、その機会を設けるか否か決定していくことになる。

関係生徒 D から当該生徒に対する謝罪をいつどのようにして行うかを考える上では、このような見立てをもった上で、上記のいじめ防止等対策組織において検討する必要がある。しかし、当該校では、このような検討もなされなかった。

2 提言

(1) いじめ・性暴力被害にあった生徒への共感的理解・共感的姿勢の必要性

生徒指導提要改訂版（2022）には、「的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできません。」と記載されている。本事案では、当該校は、当該生徒及び保護者との間で信頼関係を築くことができず、相互理解に至らなかった事案だと言える。

生徒指導提要改訂版には、「いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護

を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠」と記載があり、さらに「教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になります。」という記載もある。

本事案では、当該校は、当該生徒本人にきちんとした聴き取りもせず、当該生徒の傷つきに共感的に寄り添えず、十分な心のケアができていなかった。当該生徒は、「死んでくる」と言って家を出るほど性暴力被害による大きな衝撃を受けており、それを重く受け止める必要があった。学校でひそひそ言われているような感じがあったと当該生徒が感じていたように、自分自身がクラスメイトから「わいせつな写真を送っている人」として、二次被害を被っている事実も正確に認識する必要があった。この児童生徒の声を「受容・傾聴し」「共感的理解」をする姿勢が当該校に欠けていたために、当該生徒及び保護者の理解を得られず、深く傷つけてしまったということが出来る。

また、生徒指導提要改訂版では、被害者の対応に対しては『力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい』と被害者のニーズを確認します。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめの児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要」だと書かれている。このような共感的理解、共感的姿勢があって初めていじめ・性暴力の問題は解決されるのである。

では、共感とはどのような態度であろうか。共感とは、「不安、興奮、怒りを持った生徒や保護者に対応する際、感情をくみ取りながら相手の立場に立って聴くこと」であり、「自分の経験していないことでも、自分が相手と同じ立場、状況にあったらそんな風を感じるかを、相手の感情を理解し容認し、そのことを相手に自分の言葉で伝える」（田形、2001）ことである。ここで重要なのは、ただ、共感的に理解するだけでなく、その理解したところを言葉で相手に伝えて初めて共感成立するということである。教員は、共感的に理解したことを自分の言葉で生徒に言語化して伝えることが特に重要である。なりすまし被害に遭い、性暴力被害を受けた当該生徒及び保護者に対して、このような共感的態度をもって接していくことが必要であったと思われる。

また、三重県の「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」では、「性犯罪・性暴力は魂の殺人と言われています。人としての尊厳を傷つけるものであり、人間最大のトラウマになり得る可能性があります。万が一、子どもたちが被害に遭った場合は、子どもたちの心身とその後の人生に大きな影響を及ぼします。そのため、被害児童生徒へのケアを最優先にした早期かつ適切な支援が望まれます。」「本来、被害に遭った児童生徒に落ち度はなく、人権を侵害された被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在です。したがって、性暴力の対応支援の基本原則は『被害児童生徒ファースト』であることを念頭において対応してください。その上で、傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすること、日常生活を取り戻すこと、安心・安全に学校生活を送れることを支援の目標としてください。」とある。ここで言う傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心と体のケアをする際に必要なのは、教師の生徒に対するカウンセリングマインドである。

学校教育現場は、心の問題の多様化及び深刻化で平成7年度から臨床心理士などの資格を有

する専門家をスクールカウンセラーとして配置し、これらの諸問題に対処するようになった。しかし、児童生徒の心の問題について全て外部の専門家に任せればよいというものではなく、学校教師の方でも本来カウンセラーが相談の際に心得ている児童生徒に向きあう姿勢、すなわちカウンセリングマインドの理解が必要とされている。その意味では、教職課程のコアカリキュラムとして「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論および方法」が位置づけられている（佐藤，2023）。

Rogers（1957）は、心理相談であるカウンセリングの中でクライアントと担当者（カウンセラー）のパーソナリティ変化プロセスの基本となる6つの条件を取り上げたが、その中に以下の3つがある。

4. 担当者がクライアントの体験のあらゆる側面を無条件、前向きに配慮し受け入れること。
5. 担当者が、クライアントが感じている世界を自分のものであるかのように感じながら共感的理解していること。
6. クライアントが、担当者によって全面的に自分の話を聴き、受け入れてくれるという感覚をもつこと。

上記の3つの条件は、無条件の受容、共感的理解、傾聴というカウンセリングの重要な態度、姿勢を示している。Rogersはこのような態度や姿勢がクライアントの成長を促進させると考えた。このことから、教育現場において児童生徒と関わる視点からカウンセリングマインドの重要性・必要性が叫ばれるようになった（会沢・安齊，2010；金原，2015）。傾聴は、「聞く」ではなく、ひたすら丁寧にそして積極的にうなずき、耳を傾ける「聴く」の姿勢が大事であり、しっかりとうなずいて受け止めの言葉を伝えることが大切である。「生徒と関わる時に、彼らの持つ不安やイライラをキャッチして『聴く』という行為によって、少しでも彼らの気持ちが楽になる」のである。また、「子ども自身が自分の気持ちがどのようなものであるかを認識することは簡単なことでは」なく、「生徒の話をしっかりと聴くことにより、生徒がどのような感情を持っているのかを推し量ることが大切」である。これらの傾聴という態度により、初めて生徒との間に信頼関係が築き上げられるのである。本事案では、残念ながら担任を中心とした教員らが、このように当該生徒の話を傾聴して聴くという姿勢が見られなかった。

また、受容についても、反論や批判をしたくなる気持ちを脇において、児童生徒のそうならざるを得ない気持ちを推し量りながら聴くことが大切である。さらに共感的理解とは、相手の立場に身を置いて、相手を感じるように感じる事が重要である（大橋，2024）。ところが本事案では、事案が起こった当初もその後も、担任を始めとした教員らが、これらの無条件の受容、共感的理解、傾聴を持って当該生徒に向き合ったとは言い難い。特に性暴力を受けた当該生徒は後にPTSDを発症し、初期対応において学校側に問題点があったことが伺われる。当該生徒が受けたいじめや性暴力に対して、教員が親身になって、受容、共感的理解、傾聴を持って話を聴くことができれば事態はもっと良い方向へ向かっていたかもしれない。

また、三重県のハンドブックには、「被害児童生徒担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考慮しながら、登校、通学等への不安や心配がないかを確認しておいてください。被害児童生徒と保護者とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- 通学方法はどうか（保護者が送迎するか、一緒に登校できる友だちはいるか）
- 学校に到着してから教室までのルートはどこを通るか

(被害に遭った場所は避ける、携帯電話所持の場合は職員室に預ける)

- 下校時の対応はどうか(職員室に寄るか、一日の様子を確認をする)
- 教室の座席はどうか(希望に合わせて教室の座席を変える)
- 不安や緊張が高まった際の学校内での避難場所はどうか
- 誰かが被害のことを質問してきた場合はどのように答えるか
- 被害を受けたことにより、学校内で行けなくなった場所があるか
- どのような状況で精神的に不安定になるか
- 同じような被害を受けそうになった時に児童生徒ができることは何か(具体的に)

と記載されている。このような被害生徒と丁寧に細かく話し合う姿勢には、教師の生徒に対する受容的な共感の姿勢がなければなされないだろう。現場でも近年重視されているカウンセリングマインド、特に受容的な共感的理解を持っていじめや性暴力に遭った生徒に向き合うことがますます必要とされている。

さらに、三重県のハンドブックには、「子どもが性暴力被害に遭うと保護者も傷つきます。保護者の不安を受け止めながら、子どもの気持ちに対する理解を促していきましょう。」と記載されている。重大な事案が生じた際に、保護者との話し合いにおいては、まずは、保護者が認識している事実を丁寧に聴き取る必要がある。子どもが性暴力被害に遭うと保護者も傷つくのは当然であり、被害生徒の保護者もまた、間接的な被害者である。保護者の不安を受け止めながら、子どもや保護者には落ち度がないことを伝え、性暴力を受けたことによる子どもや保護者の心身への影響について説明することが重要である。その上で、子どもの話に耳を傾けるように促し、安心感を高めるような関わりができるように支援をしていくことが重要である。この点に関しても当該校は、十分な対応ができていなかった。保護者の不安を受け止めず、保護者の要望に対して即座の応答をしていない。保護者の傷つき、不安や焦燥感に対する共感的理解、寄り添いが欠けていたと考えられる。保護者は、なりすまし事案が分かって週末が明けたあと、即座に学校に行き、状況の説明を求め保護者の要求することを述べた。学校側は、保護者の不安と、焦り、苦痛に浸っている状況に耳を傾け、保護者に対して共感的理解を示すべきであった。保護者は、この時いくつか要求をしているが、共感をするとその要求も一方的に飲み込まないといけないと誤解しがちだが、要求は要求として認めながらも学校の立場を明らかにし、まずは保護者の辛い思いに想いを致すべきであった。それができて初めて、学校と保護者との間に協同して事態に当たろうとする信頼関係が生じたと思われる。

本事案は、チーム学校³をベースとした共感的な寄り添いがなかったために当該生徒及び保護者を深く傷つけたと言える。また、学校に安心できる場を作る事ができなかったため、なりすまし事案が起こって以来、当該生徒は学校に登校できなくなってしまった。今後は、本件のような性暴力を伴ったいじめに対して、教員学校は、チームとして共感的理解を持って生徒の心のケアと安心安全の確保にあたる必要があるとされるだろう。

³ 中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月)において、チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義されています。(文部科学省(2022)「生徒指導提要改訂版」70頁より抜粋)

【参考文献】

文部科学省 (2022) 「生徒指導提要改訂版」.

三重県 (2023) 「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」.

大橋忠司 (2024) 『『生徒指導提要』の改訂から見える教育相談の重要性と方向性』同志社教師教育研究 (1), 33-37.

佐藤正幸 (2023) 「学校教育相談におけるカウンセリングマインドの必要性」筑波技術大学テクノロジーレポート 30 (1), 38-42.

Rogers, C. (1957) 'The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change.' *Journal of Consulting Psychology*, 21, 95-103.

会沢信彦・安齊順子 (2010) 「教師のたまごのための教育相談」北樹出版.

金原俊輔 (2015) 「カウンセリング・マインドという概念および態度が日本の生徒指導や教育相談に与えた影響 主に問題点に関して」長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要 13 (1), 1-12.

CPI 危機予防研究所ワールドグループジャパン (2005) 「学校危機管理講座 (11)共感的傾聴五つの秘訣」月刊生徒指導 35 (3), 68-73.

田形修一 (2001) 『『受容・共感』大切なのはわかっちゃいるけど・・・～受容・共感に徹しきれない先生たちへ～』月刊生徒指導 31 (9), 21-24.

(2) 学外の関連専門機関との連携について

当該校の課題においてすでに指摘しているように、学校はいじめ防止等対策組織ならびに性暴力被害対応チームを設置する必要があった。そのチームにおいて、学外のどの関連専門機関と、どのように連携していくかを検討することが重要である。以下に関連専門機関について記載する。

ア 警察とサポートセンター

性暴力加害生徒に対しては、教育的措置（指導）だけでは限界がある。加害生徒には、被害生徒を傷つけ、法律に抵触する行為であることをはっきりと伝えることが重要である。性加害を含む問題行動の改善には、背景にある複合的要因の解消を必要とする場合があることを理解し、担当者のみ、学校のみで抱えず、専門機関や専門家の協力を得て対応に当たる。加害生徒の立ち直り支援を行う専門機関として、サポートセンターや大阪法務少年支援センターなどがある。サポートセンターは、大阪府、大阪府警察及び大阪府教育庁が連携し、非行少年の立ち直りや非行防止に向けた取り組みを実施するなど、少年の健全育成のための活動を行っている。学校側の言い分によると、これまでのサポートセンターの担当者とは連携関係があった。担当者は学校まで来校し、非行傾向のある生徒を気にかけて、声をかけるといった対応をしてくれていた。しかし、そのような信頼における担当者が配置転換となり、連携がうまく機能しなかったということであった。当該校の課題（2）において指摘したとおりであるが、担当者の変更になれば、以前と同様の対応はしてもらえないことを予測することは可能である。

警察とサポートセンターから適切な指導をしてもらうためにも、女子生徒や、他の生徒に送られた写真等を証拠として直接確認し、それらの事実に基づいた情報提供と、学校からの指導の要望を的確に伝える。そして、警察から関係生徒とその保護者へ指導された内容を確認し、

サポートセンターでの継続的な支援につなげるための工夫をするなど、きめ細やかな連携を取っておく必要があった。加害生徒のために特に重要であることは、本人を含めた家族への継続的な指導である。加害生徒の保護者も傷ついていることを念頭におきながらも、性暴力は相手の心身を深く傷つける行為であり、いかなる理由があっても許されないものであることを説明し、自身の子どもの行為で傷ついている被害者が存在することを、しっかりと認識してもらう必要がある。また、教職員は、「保護者は、我が子の健やかな成長のために子育てやしつけを行ってきたが、うまくいっていないところがある」という視点に立って、加害生徒の保護者に対応することも必要である。加害生徒の抱える問題を放置すれば、問題行動を繰り返す可能性があり、加害生徒の将来や保護者の生活にも大きな影響が生じることを伝える。そのためにも学校は、サポートセンターといった関連機関の協力を得て、保護者を支えながら、加害生徒の立ち直りを支援していくことを伝え、保護者からの理解と協力を求める必要がある。

また、本件は性暴力事案であることから、過去の非行傾向の生徒と同様の対応では不十分である。上述のとおり、性暴力事案の場合、背景にある複雑な要因を理解する必要がある。本事案においても、性的な関心から生じた出来事であろうと考えている教員が複数存在したことは、問題に直面することを無意識的に避けたり、軽く扱ってしまったという傾向が表れていたといえよう。今後も、性暴力に関わる事案が生じることから、これらを意識して連携関係を強化し、今後に備えてもらいたい。

イ 医療機関や心理相談機関

性暴力被害が起こった場合、被害生徒への心のケアは必須である。急性ストレス障害から3週間ほどでPTSDへ移行する可能性があることから、医療的な支援が必要となる場合も多い。性暴力被害に対応できる精神科、心療内科、女性の被害の場合は産婦人科等、保護者からの相談に備えられるようにしておくことも、迅速な対応に必須である。当該校の養護教諭や、スクールカウンセラーで対応できない場合や、被害生徒が学校外でのケアを求める場合、中長期間に及ぶ専門的なカウンセリングやケアを求める場合も、医療機関や性暴力救援センター・大阪SACHICOといった支援機関を紹介することも大切である。なお、大阪SACHICOは病院内にあるNPO法人であり、精神科医、小児科医、産婦人科医、弁護士、カウンセラー、ケースワーカーが協力し、支援を提供するワンストップセンターである。必要に応じて警察やこども相談センターとつながることもできる。「たとえ直接的な身体接触が無くても、性的な言葉や態度、行動で人権を侵害する行為もすべて性暴力です。被害にあった当事者は悪くありません」とホームページにも明記されているとおり、性暴力全般に対応している組織である。また、連携組織として、電話相談「サチッコ」がある。19歳までの子どもたちを性暴力から守るための相談電話であり、子どもの身近にいるおとなも相談窓口として利用することが可能である。必要に応じた助言をしたり、関係機関に繋いだり、そのための様々な支援の提案などを行い、未然防止・悪化防止のサポートをしている。

本事案については、被害生徒と保護者への的確な助言はほとんどなされていなかったばかりか、学校の対応が後手に回っていることが多く見受けられた。学校内だけで解決をしようとせず、外部関連専門機関を有効活用し、積極的にアドバイスを求めることで、学校関係者も安心して対応することが可能となる。それにより当該生徒と保護者へは解決に向けた道筋を伝えることができる。それは、日常的に多忙な学校関係者の混乱や疲弊も軽減することにつながるで

あろう。また、当該生徒とその保護者、関係生徒とその保護者にも、率先して情報提供をしていくことで、生徒も保護者も、様々な選択肢の中からより安心して相談できる環境を選んでいくことが可能になるといえよう。

【参考文献】

三重県（2023）「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」。

性暴力救援センター・大阪 SACHICO. <https://sachicoosaka.wixsite.com/sachico>（2024年8月17日閲覧）

(3) 性暴力に対する指導について

性暴力被害・加害の対応は、全国的にも、教員側も指導方針に戸惑うことが多い事案の一つとなっている（大岡, 2021）。当然であるが、性暴力は、単に口頭で「性暴力はいけない」と説明しても止むものではない。上述したように、性暴力の背景には、様々な問題がひそんでいる。学校側は、社会の動向も視野に入れつつ、専門家の助けを借りながら、性暴力に関する適切な指導方針を立て、生徒に臨む必要がある。

昨今、子どもが性犯罪被害に巻き込まれる件数や、児童ポルノ事件等の検挙件数の増加が著しい。性暴力に抗議する社会運動の後押しもあり、国は、こども・若者の性被害防止のための総合的対策として、「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を掲げた。これらを着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を新たにとりまとめた。

その中で、文部科学省では、以下の4つの方針を掲げている。

- ① 性犯罪・性被害の予防に関する教育・指導の充実（性に関する指導の充実、犯罪被害に遭わないための安全教育、情報モラル教育に関する指導の充実）
- ② 相談体制の充実（被害児童の早期発見・支援のためのスクールカウンセラー等の配置、SNS等を活用した相談事業）
- ③ 関係機関・地域との連携による啓発（関係機関との連携による啓発の推進、地域における啓発活動）
- ④ 教職員の資質向上（教職員を対象とした研修）

また、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための『生命の安全教育』調査研究事業」報告書をまとめた。教育現場で、本報告書の「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを活用し、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進することを目的としている。

報告書によると、性暴力防止のための教育では、「被害者にならない」という視点はもとより、まず「加害者にならない」という観点が最重要視されており、性暴力が起こる構造の理解に焦点を当てている。個別の暴力類型を取り上げて「やってはいけないこと」として指導するのではなく、まず人と人との支配的な力関係やジェンダーに関する固定観念といった、性暴力の構

造的な理解を促す教育・指導を勧める。そのため、最初から「性暴力とは」と入るのではなく、誰も心と体は自分のもので尊重されるべきであるといった概念や、よい人間関係とはどういうものかといった基本的概念を伝えることである。また、その際は、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に則った性教育の発達段階別キーコンセプトを理解することは有用である。

小学校低・中学年では、自分自身を大切にすることや、相手を尊重することが大切であることを、基本方針としている。小学校低・中学年の段階から、自分とほかの人の体を大切にできるようにすることにより、性暴力の被害者・加害者にならないための知識や判断力を身に付けられるようになることを目指している。

小学校高学年では、小学校中学年までに身に付けた「自分とほかの人の体を大切にすること」という点を基本方針としている。また、小学校高学年はスマートフォンや、パソコンを使用できる環境にある児童も多くなることから、SNSの危険性についても扱っている。具体的には、自分以外のほかの人を尊重するための距離感を学び、自分とほかの人を守る距離感のルールを理解して性暴力の被害者・加害者にならないための思考力を高めることや、対等な関係性について理解することで性暴力の加害者にならないための思考を身に付けることを目指している。また、SNS等を介した性暴力被害を未然に防ぐため、事例を通じてSNSの危険性を理解することも目標としている。

中学生での性暴力は、加害者に優位性がある状況での被害が多く、生徒間での性暴力も増加する。被害が増える一方で、大人に相談するのが難しくなりやすく、一人で抱え込むことがある。性暴力が起こる背景についても学び、自分が被害に遭った場合に信頼できる大人に話す等対処の方法を身に付ける必要がある。自分や相手、一人一人を尊重することにより、加害者、被害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。また、インターネットへのアクセスが容易になることで、SNS等を介した被害も発生する。そのような現状も含め、性暴力について生徒が正しく理解できるようにすることを指導における基本方針としている。性暴力は、年齢や性別を問わず起こるものである。他人との適切な距離感や対等な関係の大切さを理解し、性暴力が起こる背景を考えられるようになることを目指す。被害者にならないようにするためにはどうしたらよいか考えを深めるとともに、加害者・傍観者にもならないよう意識づけをすることが重要であると説く。

この発達段階別キーコンセプトからもわかるように、性暴力への理解につながる自分自身と他者への理解は、幼少期から徐々に積み上げていくものである。年齢や体格が中学生であることと、心の発達はずしもイコールではない。生徒の発達段階に合わせた指導として、体の発達だけではなく、心の発達に即した指導を心掛けることが必須といえる。

上述のとおり、指導に際し、性的問題行動の要因を理解することが重要となる。性的問題行動は、ほとんどの場合、性的欲求のみで起こるわけではなく、相手を支配・抑圧したいという要素を含んでいる。子どもの場合、対人関係全般に課題があることも少なくない。性的問題行動が起こる背景には、米国のフリードリッヒの分析をベースにした報告から、藤森・野坂(2023)、藤岡ら(2023)は以下の4つの要素が絡み合っていると述べる。

① 子どもの脆弱性

衝動性のコントロールが弱いこと、注意欠如多動症(ADHD)、発達上の課題がある場合

など。言葉で伝えられず、行動化をしやすいことなど。

② 家庭の逆境

保護者が精神疾患などで家事やしつけができない、ネグレクトなどがある場合など。

③ 性に関する誤った学習をしてしまう環境がある（セクシュアリティのモデリング）

保護者がしばしば性的な話をする、子どもの前で AV を見ている、家の中で平気で裸でいるなど、過度の性的刺激に暴露され、それを学習しているような場合など。

④ 暴力や威圧、不公平な関係を学習する環境がある（強制のモデリング）

身体的な虐待を受けていたり、保護者の家庭内暴力（DV）を目撃したり、また学校や地域で暴力にさらされることなどを通じて、パワーで人をコントロールする対人操作を学習している場合など。または、保護者がきょうだいをえこひいきする、学校や習いごとなどでいじめられた経験なども含まれる。

子ども自身の脆弱性と家庭の逆境は、とくに他者信頼・自己信頼の源である安定したアタッチメントの形成に影響を及ぼす。そして、セクシュアリティや強制のモデリング、子どもが健全な境界線を学ぶ機会を阻害する。こうした四つの要因を背景としたアタッチメントの形成不全とバウンダリー（境界）の混乱が、性的問題行動の出現に大きく影響すると考えられている（藤森・野坂, 2023）。このように、加害生徒を取り巻く環境や背景要因にも目を向けることが重要である。

また、指導の際の注意点として、性的問題行動を起こす生徒に対しては毅然とした対応が求められるがちであるが、受容的な態度も必要である。上述のとおり、これらの子どもたちには、性的問題行動が起こる“背景”がある。関係する大人は、悪いことをした立場の子どもに、“どうして……？（Why）”と聞きがちである。しかし、それは子どもにとって、責める言葉であり委縮させるだけであることから、できるだけ、5W1H（Why. What. Who. When. Where. How）のWhy 以外の言い方で尋ね、本人の言葉で語ってもらうことが大切である。その性加害の要因を考え、予防していくための定期的な面談も必要になる。

指導方針の設定に関しては、福永（2003）の言うような「子どもの人格形成という側面も指導のプログラムの中に位置づけておくこと」が重要である。性暴力をする生徒に対する対応として、福永は「心の居場所」をつくること、「愛情、承認、所属の欲求」を満たすこと、「良い自己評価」を得させること、「自己存在感」を実感させること、「信頼し合える関係」をつくること等が重要であるとしている。

当該校は、以上のような性暴力をする生徒の背景にあるものを探り、発達段階を考慮した生徒の人格形成を視野に入れて指導方針を決定する必要がある。スクールカウンセラー等の専門家の助けを得ながら、適切な指導をすべきであろう。

【参考文献】

大岡由佳（2021）「性被害に係る児童生徒への指導と対応」NITS ニュース第 169 号。

田口奈緒（執筆者代表）（2020）「学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」国立研究開発法人科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領

域採択プロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人－地域－社会”によるケアシステムの構築」成果物.

内閣府男女共同参画局（2021）「令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための『生命の安全教育』調査研究事業 報告書」.

福永博文（2003）「思春期問題の構造的理解と対応－不登校，暴力，性的逸脱行為を中心に－」浜松短期大学研究論集 60, 175-200.

藤岡淳子・野坂祐子・毛利真弓(2023)「性問題行動のある子どもへの対応－治療教育の現場から－」誠信書房.

藤岡淳子（2006）「性暴力の理解と治療教育」誠信書房.

藤森和美・野坂祐子（2023）「子どもへの性暴力[第2版]－その理解と支援」誠信書房.

三重県（2023）「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」.

文部科学省（2021）「生命（いのち）の安全教育」.

(4) SNS 上でのトラブルを防止するための指導體制の強化

ア ネット上の写真や動画を転用することへの指導について

本事案は，ネット上の写真や動画を安易に使用することの怖さとも関連することであり，常に丁寧な指導が必要な問題である。SNS におけるなりすましや性的加害に関する問題を自分事として考えられるような指導が必要である。ネットリテラシー，自分と他者の境界，境界を侵すことについての感覚を養うこと，性的な事案はプライバシーの侵害でもあり，場合によっては犯罪行為であるということ等を啓発していく必要がある。

イ インターネット上のトラブルを早期に発見するための工夫

SNS を含むインターネット上のトラブルの特色として，教員らからは見えにくく，発見が遅れるという悩ましい側面も有している。

この点，少しでも発見の端緒を増やすための工夫も検討する必要がある。その一つとして，いじめアンケートの項目をネットいじめ発見に結び付くような具体的な項目を増やすという方法も考えられる（加納ら, 2017）「ネットいじめの構造と対処・予防」参照）。その例えとなる項目を紹介する。

- 「1 ネットいじめを受けたことがある。
- 2 誰かがネット上で下劣で私を傷つけるようなコメントを投稿した。
- 3 誰かがネット上で下劣で私を傷つけるような写真を投稿した。
- 4 誰かがネット上で下劣で私を傷つけるような動画を投稿した。
- 5 誰かがネット上で下劣で私を傷つけるような Web を作成した。
- 6 誰かがネット上で私の噂を拡散している。
- 7 誰かが私宛ての携帯電話やスマートフォンのメッセージで脅した。
- 8 誰かがネット上で私を傷つけると脅した。
- 9 誰かが私になりすまして行動し，みじめな気分になったり傷つけられた。」

(Patchin, J.W., &Hinduja, S. 2015 Measuring cyberbullying: Implications for research, Aggression and Violent Behavior.Vol23, pp.69-74)

上記項目については，日本語として理解しやすい訳に修正する必要があるが，このような

項目をいじめアンケートに付け加え、早期に発見する端緒を得ることも方法の一つである。また、ネットいじめについては、多数の生徒の目に触れている可能性も高いことから、上記項目に加え、自分以外の誰かがネット上で傷つけられるようなコメントを書かれていることを見たことがあるかという内容の項目を付け加えることも一つの手段であると考えられる。

ウ 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上を図ることが重要であることは、上記にて指摘したとおりである。インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要であると指摘される。また、「ネット上のいじめ」は、新たな手口が発生することも考えられることから、常に最新の動向の把握に努めることの重要性も指摘されている（「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け））。

しかし、現場において多忙な教員において、情報モラル教育の充実を図るための最新の知識を自ら習得することの限界もある。この点においては、十分な授業時間を確保する・最新の情報モラル教育のためのマニュアルやテキスト等を、教員単体ではなく、学校全体ひいては市や国単位でブラッシュアップに務め、現場の教員に提供することが必要である。

エ 外部機関や校内の専門機関と連携し助力を得ることができる体制を作ること

現場の教員らにおいて、詳細な事実の聴き取り、迅速な証拠保全及び SNS において横行しがちな性暴力加害に対する対応について、技術を修練する場合は決して多くなく、また、その専門でもない。そのため、教員らが、専門として行うことができない点については、警察やサポートセンター、スクールロイヤー、スクールカウンセラー等の外部機関及び校内の専門機関と役割分担をし、対処にあたっていくことが求められる。特に外部機関については、事態が発生した時に、早期に連携体制にあたることができるよう、事前に協議し、学校との間で対応方法やその流れを共有しておくことが望まれる。このことは、本報告書第6の2（2）に詳説しているとおりでである。

【参考文献】

加納寛子・内藤朝雄・西川純・藤川大祐（2017）「ネットいじめの構造と対処・予防」金子書房。
渡辺真由子（2010）「大人が知らないネットいじめの真実」ミネルヴァ書房。
文部科学省（2008）『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」。

(5) お互いに距離を取るという指導について

いじめをはじめとして、生徒間トラブルが起こった際に、教員が、「お互いに距離を取る」という指導を行うことには注意を要する。「お互いに距離を取る」という指導は、同等な立場関係にあることを前提としなければならない。力関係に差異があるにもかかわらず、このような指導を展開すると、実質的に不公平な結果を招くことがあり、これでは問題を解決する手段とはならない。

ここでは、障害者権利条約におけるインクルーシブの考え方が参考になる。インクルーシブの理念や合理的配慮の観点の観点を踏まえると、社会との関係や周囲の人間関係との間で障害を感じている者に対して、そうでない者と同じ環境を単に提供するだけでは、実質的には不公平を招

く結果となる。実質的に公平と言えるためには、一人ひとりの立場や置かれた条件に合わせたサポートや環境を提供することが必要である。ここで、EUは、社会的包摂を「貧困や社会的排除のリスクにさらされた人々が、経済的・社会的・文化的生活に十分に参加するため、また、かれらの生きる社会では標準的であると考えられる生活や福祉の水準を享受するため、必要な機会や資源を確実に得られるようにするプロセス」と定義している。このようなプロセスを積極的に提供することにより、実質的な公平性が担保され、社会正義に適うことになる。

学校で生じるいじめの場面を想定すると、次のとおりに言える。生徒の間では、個々のコミュニケーション力や自己主張力の程度が影響して（これらが規定要因となって）、その人間関係に事実上の力関係が生じる。力関係が上の立場の生徒から、それが下の立場の生徒に対して、いじめが行われたときに、教員が、単に「お互いに距離を取るように」という形でその二者を同等に扱ってしまうと、いじめられた側となる下の立場の生徒の尊厳は回復されない。これは、その解決様式として、その二者の生徒同士の背景にある力関係を十分に考慮していないからである。

ここでは、生徒間の過去から現在に至る関係性を十二分に考慮した上で、いじめの具体的な内容や態様、いじめを受けた側はどのような人格的利益を害されたか、いじめをした側の生徒にはどのような背景事情があるか等を検討し、双方にとって、立場が対等となれる条件を作り出すための対策（プロセス）を講じる必要がある。これこそがまさに生徒指導の意義や目的に適う指導であると考えられる。双方の関係性等を考慮せずに、安易に、「お互い離れるように」「お互い謝罪するように」という対応を取ることは、結果として意味のない、場合によってはより状況を悪化させる（たとえば、より一層、いじめられた側に対する排除が促進される）対応となりかねない。

この点、文部科学省において報告されている「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」においても、「まず、事実の確認と原因及び背景の把握が必要となる。ここで重要なことは、暴力行為を行った児童生徒を成長発達の途上にある存在とみる教育的観点に立って、その暴力行為を表面のみで捉えて一方的に叱責するのではなく、児童生徒との信頼関係を前提とした対話を通じて、事実関係を聴き取るとともに、暴力行為の原因・背景をも把握しようとするのである。」と指摘されていることも参考になる。

本件において、まず前提として他者から突然向けられる暴力は、屈辱的であり、理不尽極まりない出来事である。ましてや関係生徒Dは格闘技を好む生徒である。まず、格闘技を好む者においては、暴力そのものが強力な武器になることを学ばなければならず、暴力という形で他者を侵害することは、絶対にあってはならないことを理解する必要がある。その上で、相手に対して反発心を抱く根底にある理由を解きほぐす指導や対話を行うべきである。本件のような、生徒間の力関係において差異がある中で暴力を伴ういじめが発生したケースの場合は、互いに距離を取るという指導では十分ではない。暴力行為が行われるに至るまでの過去の経緯とそれに伴う心理的背景に着目することが重要である。その上で、教員らは生徒指導に当たる必要がある。本件において、このような意味での生徒指導が展開できていれば、12月以降のSNSでのなりすましによるいじめの発生を防ぐことができた可能性は否定できないであろう。

そして、教員から見てお互いに距離を取るほうが状況が落ち着くと判断をした場合であっても、双方に対して「お互いに距離を取るように」という指導をするべきではない。立場の弱い、

被害を受けた側に対して、距離を取ることを求めるのではなく、もっぱら加害を行った側に対し、被害を受けた側に近付いてはいけないことを指導することが必要である。

【参考文献】

暴力行為のない学校づくり研究会（2011）「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」（文部科学省ホームページ 調査研究協力者会議等記載）。

(6) SNS、性加害の要素が絡むいじめ事案における指導方針を明確化すること

本事案は、決してまれではない。今後も、学校現場で起こり得る事案である。SNSを巡るトラブルの特徴や学校における性暴力の特徴に関しては、本報告書「第2調査方針」において言及したところであるが、その特徴を踏まえ対応する必要がある。

まず、学校では、「対応指針」を策定し明示しておくべきである（ここでは「いじめ防止基本方針」ではなく、あくまで「対応指針」である）。この対応指針には次の内容を盛り込むべきである。

① いじめがあると思われたときの学校での初期対応として

いじめに関する事実確認を進めていくが、その中で、性暴力に関する案件であることが分かった場合、被害者の尊厳を回復し、被害者を守り抜くという姿勢から、原則として、加害生徒を別室指導とする。性加害生徒と性被害生徒とが同じクラスの場合は、学期末まで、被害生徒と同じ教室にいることにはならないようにする措置が継続することがありうる。もっとも、加害生徒の学習が疎かにならないように学校は最大限配慮する。別室指導が解除される時期は、被害生徒に及ぼす影響を考慮しながら慎重に決められる。

他方で、SNSにおいていじめが行われているという情報が得られた場合、学校としては、生徒たちに対して、生徒指導権限のもとで、個別に、SNSでのやり取りを開示するよう要請する。この要請に対して、拒否することはできる。もっとも、拒否することによって、拒否者にとって不利益にいじめ認定されることがありうることを承知してもらう。

② いじめが確認できたあとの指導方針

いじめ防止法23条に基づき、いじめをした生徒に対しては継続的に指導を実施する。性暴力案件であれば、上記2(3)記載の指導を受けてもらうことになる。そして、一定の成果が上がったと認められれば、上記のとおり被害生徒に及ぼす影響を考慮しながら、別室指導を解除することがある。

SNSが絡む事案であれば、いじめをした生徒には、情報リテラシー教育などの指導プログラムを受けてもらう。また、被害生徒が置かれた立場に対する理解ができるようになるまで、指導は継続される。

③ 被害生徒との関係

たとえ、いじめた側の生徒から謝罪をしたいという意思が確認できたとしても、いじめられた生徒からその謝罪を受けるといった意思表示があるまでは、謝罪の場は実現されない。また、いじめた生徒に対する指導実施状況は、いじめられた生徒側に対して継続

的かつ適宜に情報提供がなされる。

以上のような内容を含む「対応指針」を定めておくべきである。そして、年度ごとの当初に、「対応指針」を、保護者生徒宛に配布しておき、生徒に対しては口頭でも説明しておくべきである。このような「対応指針」を定めて明示しておくことで、性暴力や SNS にまつわるいじめに対する抑止的効果が見込める。

次に、実際に、いじめ事案が起こったときは、「対応指針」に基づいて、対応していくことになる。性暴力事案の場合は、徹底して被害側の生徒を守り抜くという姿勢を一貫させること、SNS 関係のいじめについては徹底して事実解明をするという姿勢を一貫させることが大事である。「対応指針」は、いじめ被害を受けた児童生徒の尊厳を回復するために実行されるのである。

第7 おわりに（追加の提言）

1 本事案は、当該生徒に対して極めて重大ないじめが行われたと言える。本事案の特徴として、1つには、SNSが絡むいじめであったこと、2つには、性暴力が絡むいじめであったことが挙げられるが、3つ目として、外国籍の生徒に対する差別が絡んでいると考えられる。本事案は、当該生徒が外国籍であるがゆえに、いじめられたと考えることが可能なのである。外国籍の生徒は、この日本においては、マイノリティに属する。学校において、外国籍の生徒に対するいじめが行われているにもかかわらず、これに十分な対応をしないとすると、それ自体も、外国籍の生徒に対する差別に該当し得る。

文部科学省（2019）「外国人児童生徒受入れの手引き」や、文部科学省のホームページ上で現在公開されている「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ」を参照すると、外国籍の子どもたちが直面する課題として、①学校への適応、居場所の確保、②「学習するための言語能力」の習得、③学力の向上、④かけがえのない自分をつくりあげていくこと、⑤その他、不就学、母語・母文化の保持、進路の問題が挙げられる。これらは、言葉の壁や文化の壁があるために、外国籍の子どもは、周囲からの理解や適切な支援を得られずに、孤立したり、自己肯定感を得られない経験を蓄積しやすく、自己評価が低くなりやすいと考えられることが背景にある。

他方で、中学生という年齢帯に関して言うと、その成長発達過程において、自己を意識し、他者との違いを意識し始める年齢であるが、この日本においては、多様性よりも、同質性を求める傾向が強いと考えられる。この傾向を日本における文化的背景であると言うかは別論であるが、このような傾向が強い集団においては、外国籍の子どもはより一層なじみにくく、排除されやすい。つまり、外国籍の子どもは、日本の学校において、外国籍であるがゆえにいじめのターゲットにされやすいことを念頭におく必要がある。学校は、これを念頭にして、平時から、いじめ防止対策あるいはいじめ重大事態化防止対策を積極的に講じておく必要があるのである。

外国籍の子どもがいじめ被害者になる事案が発生した場合、学校としては、普段実践している人権教育に課題があったのではないかという視点からも振り返り、効果的な人権教育をするための改善点を見出していくべきである。あわせて、平時から、外国籍の子どもに対する支援策を検討し、積極的に実行していく必要がある。たとえば、言葉の壁があったとしても、外国籍の子どもと適切にコミュニケーションをとるすべはあるのであり、普段の学級活動の中で、R J（Restorative Justice: 修復的正義）⁴対話サークルを実践しておくこと、多様性理解、他者理

⁴ 修復的正義とは、「Restorative Justice (RJ)」の訳語で（以下「RJ」という。）、様々な定義がなされるが、Tony F. Marshall のものがよく引用されている。彼は、「特定の犯罪に利害関係のある当事者が、犯罪の余波と将来への影響にどう対処するのかを集団的に解決するプロセス」と定義している。もう少しコミュニケーション学や心理学の意味合いを強めて RJ を理解するならば、物事のバランスが取れているという包括的な感覚であり、私の言うことも、あなたの言うことも重要で、私に何かが起こったとしても、それが害であれば、そう認識し、正す方法を一緒に考えることを指すことと捉えられる。Tony F. Marshall の定義する RJ についても、コミュニケーション学の色味を強めた RJ にしても、その基本は、影響を受けるステークホルダー（被害者・加害者・その支援者など、関係者）間

解が促進される。R J 対話サークルにおいて、外国籍の子どもがみずから語るという過程は、他者に聞いてもらえたという体験の蓄積となり、自己肯定感を高めることにもつながり得る。併せて、異なる文化的背景をもつ他者同士であることを前提とした理解も促進される。

このように、学校は、積極的に、多様性を認め合い、多文化共生が促進される方策を講じていく必要がある。これにより、外国籍の子どもを含むマイノリティの子どもに対するいじめ防止対策につながると考えられる。

- 2 当該校及び大阪市教育局は、本報告書の提言内容を踏まえ、自ら改善にあたっていただきたい。その改善の進捗状況は、当該生徒及びその保護者に適宜情報提供がなされるべきであり、これにより、当該校及び大阪市教育局と当該生徒及びその保護者との関係が修復されることを期待したい。

さらに、当該校及び大阪市教育局の改善状況の進捗をみるために、大阪市教育局は、その改善状況をモニタリングする仕組みを構築し、これを当該生徒及びその保護者に情報提供するべきである。

以上

の直接的で協力的な対話を通じて、多次元（関係・物質・財政・道徳など）にわたる修復（正すこと）を成し遂げることであり、そこには直接的当事者だけでなく、関係者が参加し、第三者的な立場からのファシリテーターが存在する。